

三 浦 市
国土強靱化地域計画

令和4年3月

三浦市

三浦市国土強靱化地域計画

目 次

はじめに.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 市地域計画の位置付け.....	1
第3節 計画期間.....	2
第1章 計画の基本的な考え方.....	3
第1節 基本目標.....	3
第2節 事前に備えるべき目標.....	3
第3節 基本的な方針.....	3
第2章 本市の地域特性及び災害想定.....	5
第1節 地域特性.....	5
第3章 脆弱性評価.....	14
第1節 想定するリスク.....	14
第2節 強靱化施策分野の設定.....	14
第4章 強靱化の推進方針.....	17
第1節 施策毎の推進方針.....	18
第2節 施策の重点化.....	38
第5章 計画の推進と見直し.....	40
第1節 計画の推進体制.....	40
第2節 計画の進捗管理.....	40
第3節 計画の見直し.....	40
【別紙1】国土強靱化地域計画に資する施策一覧.....	41
【別紙2】脆弱性評価の結果.....	46

はじめに

第1節 計画策定の趣旨

平成23年の東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）が公布・施行され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。

この基本法に基づき、平成26年6月には、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、国土強靱化アクションプランにより、プログラムの進捗を府省庁が横断的に管理しつつ、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めることとしている。

国土強靱化とは、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていこうとするものである。

神奈川県（以下「県」という。）は、このような国の動きに合わせて、大規模自然災害に対する健康診断となる脆弱性評価を実施するとともに、平成29年3月に、県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる神奈川県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）を策定した。

これら国、県の動きを受け、本市は、都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、南海トラフ巨大地震、局地的な集中豪雨、巨大化する台風等による河川氾濫、土砂災害その他の大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、市民の生命及び財産を守るよう本市の強靱化に関する指針となる三浦市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）を策定する。

第2節 市地域計画の位置付け

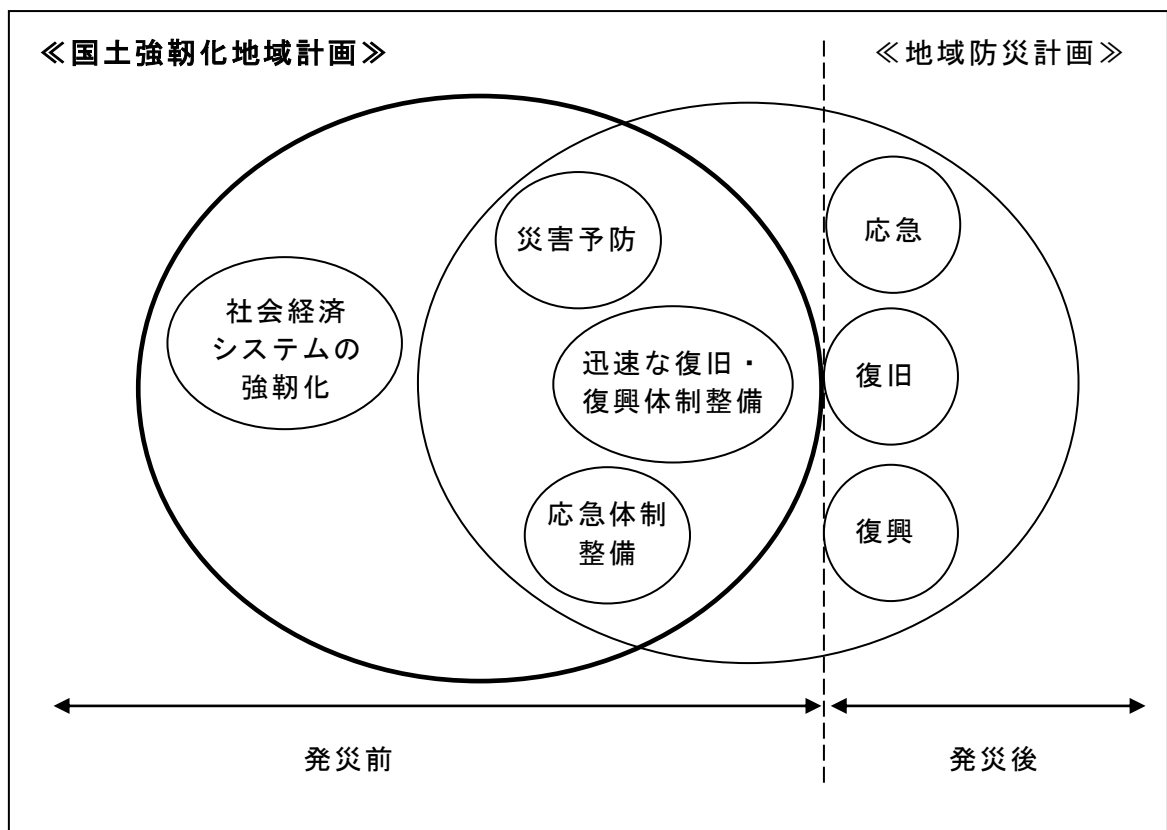
市地域計画は、基本法第13条に基づいて策定する地域計画であり、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画である。

そのため、三浦市防災会議が定めた三浦市地域防災計画と整合を図りながら策定するものである。

市地域計画の対象区域は三浦市域を基本とし、本市が主体となり取組を進める事項を中心に扱うものとする。

《地域防災計画との比較》

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討対象	地域で想定される自然災害全般を想定	災害の種類ごとの発災時の対応力の強化
対処フェーズ	発災前	発災前・発災時・発災後
施策の設定方法	人命保護や被害最小化を図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧等の具体的な対策
施策の重点化	重点化事業を設定	



第3節 計画期間

市地域計画が対象とする期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの概ね5年間とする。ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第1章 計画の基本的な考え方

基本法第14条において、国土強靱化地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないと規定されているため、基本計画や基礎自治体の役割等を踏まえ、「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を設定する。

第1節 基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- (4) 迅速な復旧・復興が図られること。

第2節 事前に備えるべき目標

- (1) 直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない。
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

第3節 基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

- (1) 本市の強靱化を推進する上での取組姿勢
 - ア 本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討して取り組む。
 - イ 短期的な視点のみならず、中長期的な視野を持って計画的に取り組む。
 - ウ 本市が有する抵抗力・回復力・適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組合せ

- ア 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- イ 自助・共助・公助の連携により、本市と市民が適切に役割分担して強靱化に資する施策を講ずる。
- ウ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される施策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ア 人口減少による市民の需要の変化、施設等の老朽化などを踏まえた施策を推進する。
- イ 既存の社会資本の有効活用等により費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
- ウ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ア 各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- イ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人、LGBTQ（※）等に十分配慮した施策を講ずる。
- ウ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図った施策を推進する。

※ LGBTQとは

本計画では、性的マイノリティの呼称として認知度が高いとされるLGBTQを使用しています。

L＝レズビアン（女性同性愛者）、G＝ゲイ（男性同性愛者）、B＝バイセクシュアル（両性愛者）、T＝トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、Q＝クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）など、性的マイノリティの方を表す総称のひとつです。

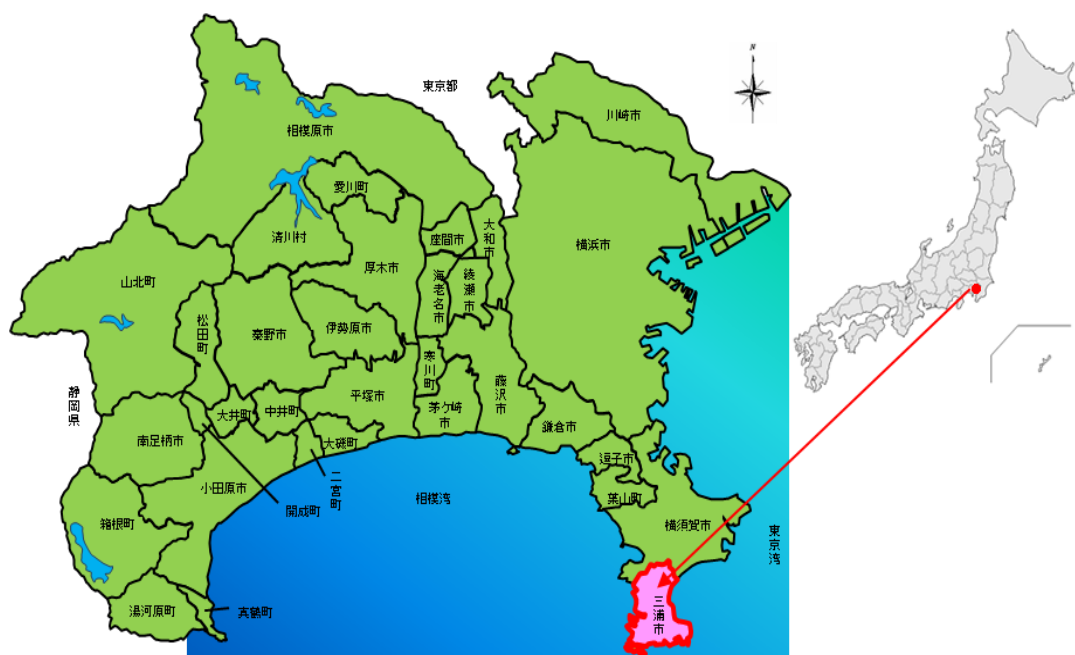
第2章 本市の地域特性及び災害想定

第1節 地域特性

(1) 自然的条件

ア 位置・面積 (図①参照)

本市は、神奈川県南東部に位置し、北は横須賀市に接し、東は東京湾、西は相模湾、南は太平洋に面し、三方を海に囲まれている。面積は31.44km²であり、東西の距離は6.8km、南北は9.4kmである。



図① 本市の位置図

イ 地形

本市は、その主要部分が三浦半島の宮田台地・三浦海食台地からなり、これらの台地の間を縫うように低地が併走している。

海岸線は総延長57.257km (国土交通省海岸統計による(R2.3.31現在)) 余りで、屈曲に富み、いたるところでリアス式海岸が発達している。

ウ 地盤

本市の地盤は、三浦半島として丹沢層群とほぼ時期を同じくして堆積した葉山層群と、これを不整合に覆う中新世後期から鮮新世にかけて堆積した三浦層群が分布している。

葉山層群・三浦層群ともに凝灰質の泥岩及び砂岩を主とする層で、丹沢層群に多く見られるような火山碎屑岩類の分布は少なくなっている。

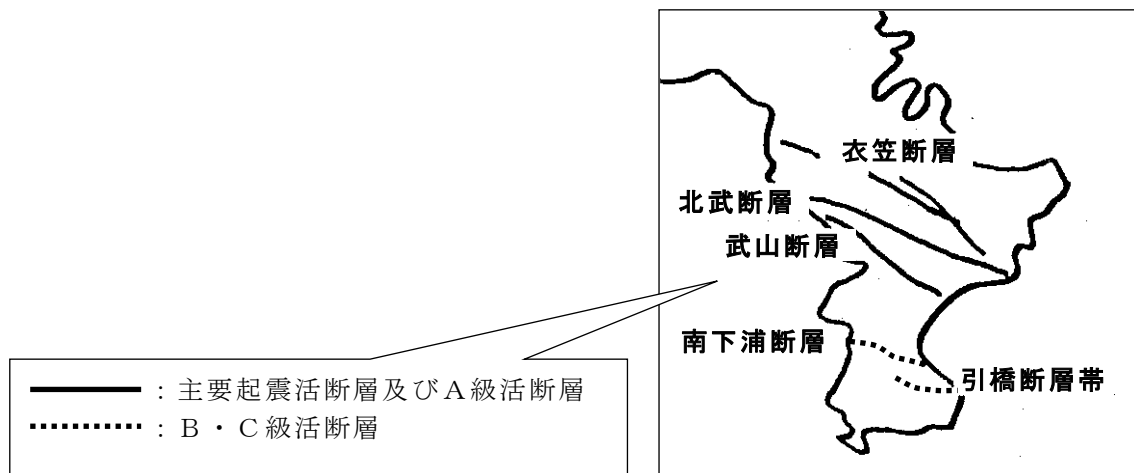
海岸線の低地は、第四紀完新世で堆積した沖積層により構成されており、沖積層の地盤の中には、砂層の分布もみられるため、地盤の液状化を起こす可能性がある。

エ 活断層

本市の活断層及び調査実施状況については次のとおり。

〔本市の主な活断層と調査実施状況〕

断 層 名 (長さ)		調 査 時 期	最新活動 時 期	再来間隔	調 査 結 果
三浦半島断層群 主 部	衣笠・北武断層群 (14km+海域)	H11～ 12年度	6～7世紀	1,900～ 4,900年	少なくともマグニチュード 6.7 程度の地震が発生すると推定され、その時のずれの量は 1m 程度となる可能性があるが、他のデータを基にした計算により求めると、マグニチュード 7.0 程度又はそれ以上、ずれの量が 2m 程度又はそれ以上となる可能性もある。
	武山断層帯 (11km+海域)		2,300～ 1,900年前	1,600～ 1,900年	マグニチュード 6.6 程度又はそれ以上の地震が発生すると推定され、その時のずれの量は 1m 程度又はそれ以上となる可能性がある。
三浦半島断層群 南 部	南下浦断層 引橋断層 (6km+海域)	H11～ 12年度	2.6～ 2.2万年前	不明	全体が一つの区間として活動すると推定され、その際にはマグニチュード 6.1 程度又はそれ以上の地震が発生すると推定され、その時のずれの量は 0.5m 程度又はそれ以上になる可能性がある。



(2) 社会的条件

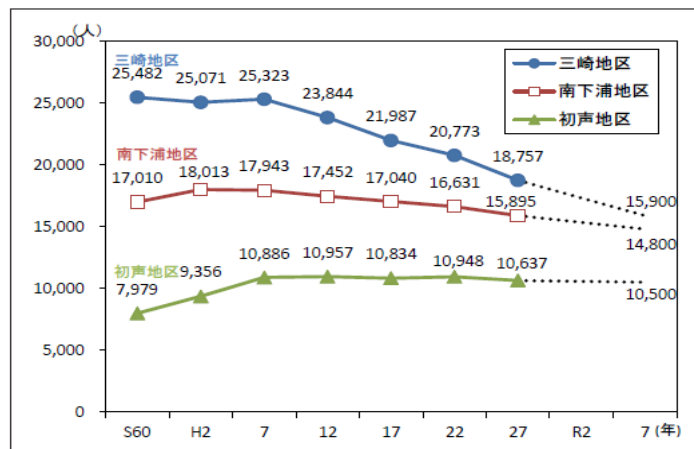
ア 人口及び人口分布 (図②、図③、図④参照)

本市の人口は、令和3年4月1日現在、41,820人(男20,009人、女21,811人)であり、平成6年11月1日の54,350人をピークに人口が徐々に減少している。

旧町村の地区(初声地区、南下浦地区、三崎地区)別に見ると、初声地区では平成22年より微減しており、南下浦地区では平成2年以後減少が続いている。三崎地区でも平成7年以後減少が続いているが、その減少幅が他地区に比べ大きい。

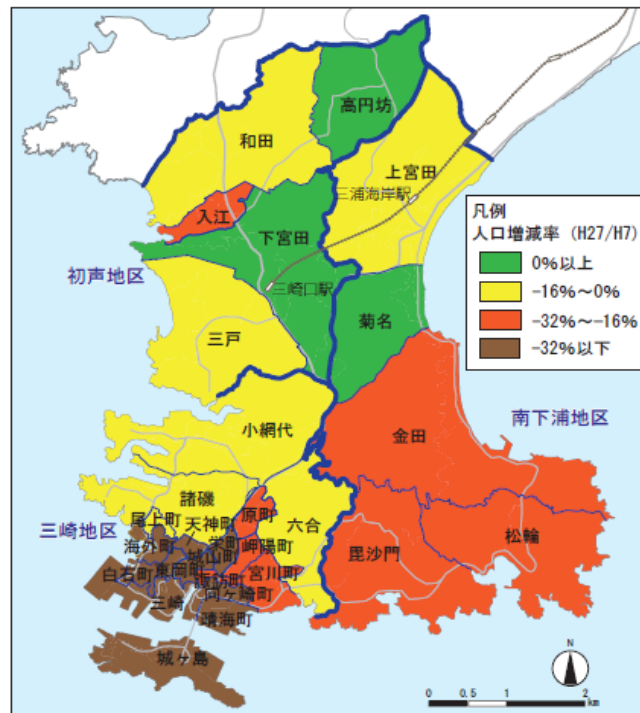
また、人口減少に伴い空き家が発生し、特に人口減少幅が大きい三崎地区に集中している。

年齢層別にみると、老年人口の割合(高齢化率)が県平均値より高く、その差は広がっており、今後、老年人口が生産年齢人口を上回ると予想されている。



出典：令和元年12月 三浦市都市計画マスタープラン

図② 地区別の人口推移と目標人口



出典：令和元年12月 三浦市都市計画マスタープラン

図③ 人口の増減率(平成7年と平成27年の比較)



出典：令和元年12月 三浦市都市計画マスタープラン

図④ 空き家の分布

イ 土地利用（図⑤参照）

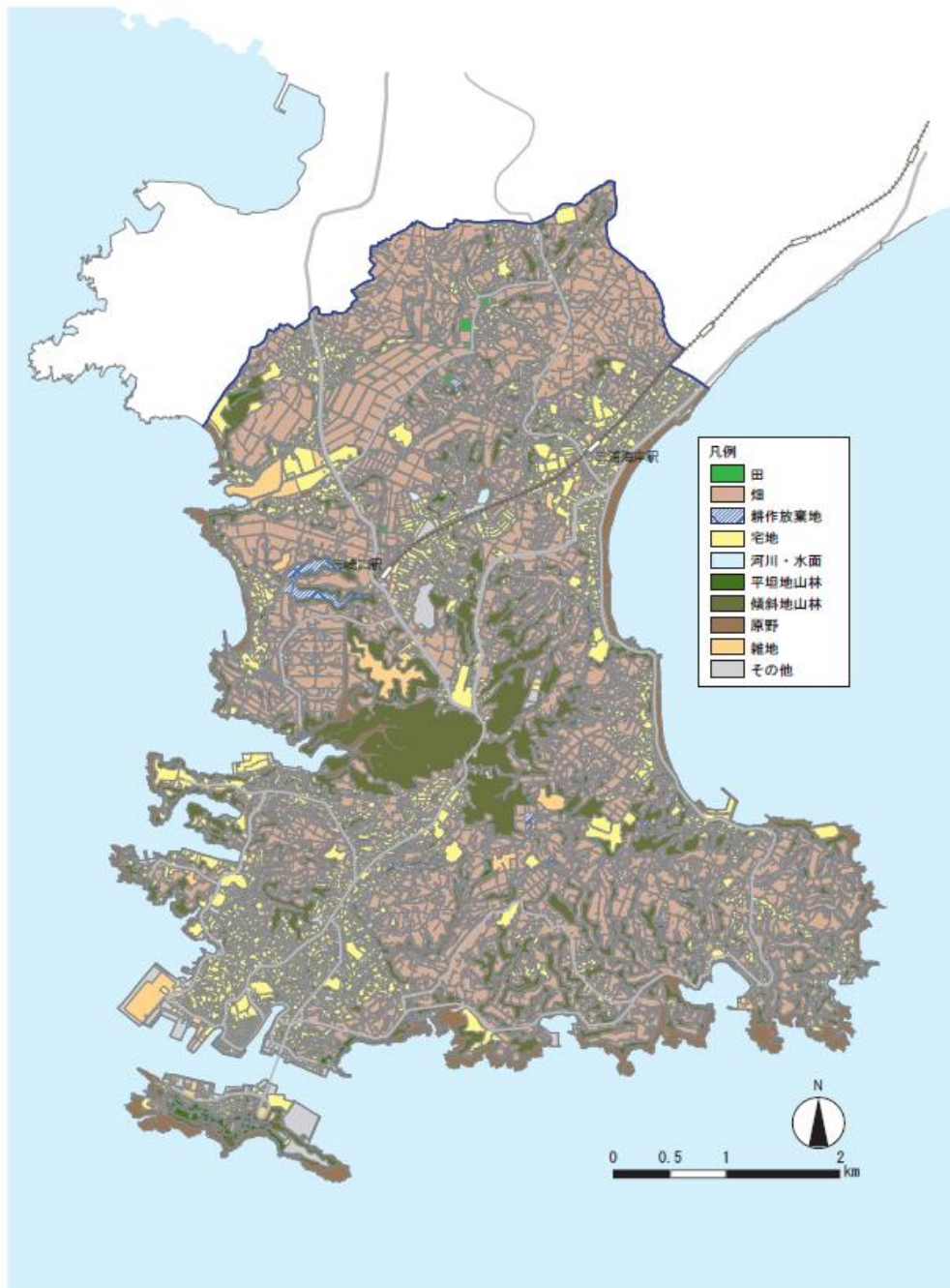
本市は、三方が海に囲まれ、地理的条件や温暖な気候などから、漁業と農業を基幹産業として市街地形成が進んできた。

本市の市街地は、三浦海岸や三崎など海岸沿いから形成され、その後、鉄道の延伸、三崎港及び初声の埋立てが行われ、市街地が拡大した。

市全体での土地利用をみると、田、畑、山林、原野が50%を超えて緑豊かな環境で、宅地は15%程度となっている。

住宅は、三崎地区、三浦海岸駅・三崎口駅周辺に集中して立地し、店舗は、三崎下町・城ヶ島、初声町入江、三浦海岸駅周辺、主要道路沿線（国道134号、県道26号ほか）に多く立地している。

公共施設等は、三崎下町周辺、三崎上町、三浦海岸駅周辺、初声町下宮田及び初声町入江周辺に多く立地している状況にある。



出典：令和元年12月 三浦市都市計画マスタープラン

図⑤ 土地利用の現況

ウ 道路、鉄道（図⑥参照）

市内には、国道134号、県道26号（横須賀三崎）及び都市計画道路西海岸線の整備済区間（市道35号）といった主要幹線道路がある。

本市は、半島先端部に位置することから、市北側から市中心地点（引橋交差点）にかけて、隣接する横須賀市と繋がっている一般国道134号が繋がっている。

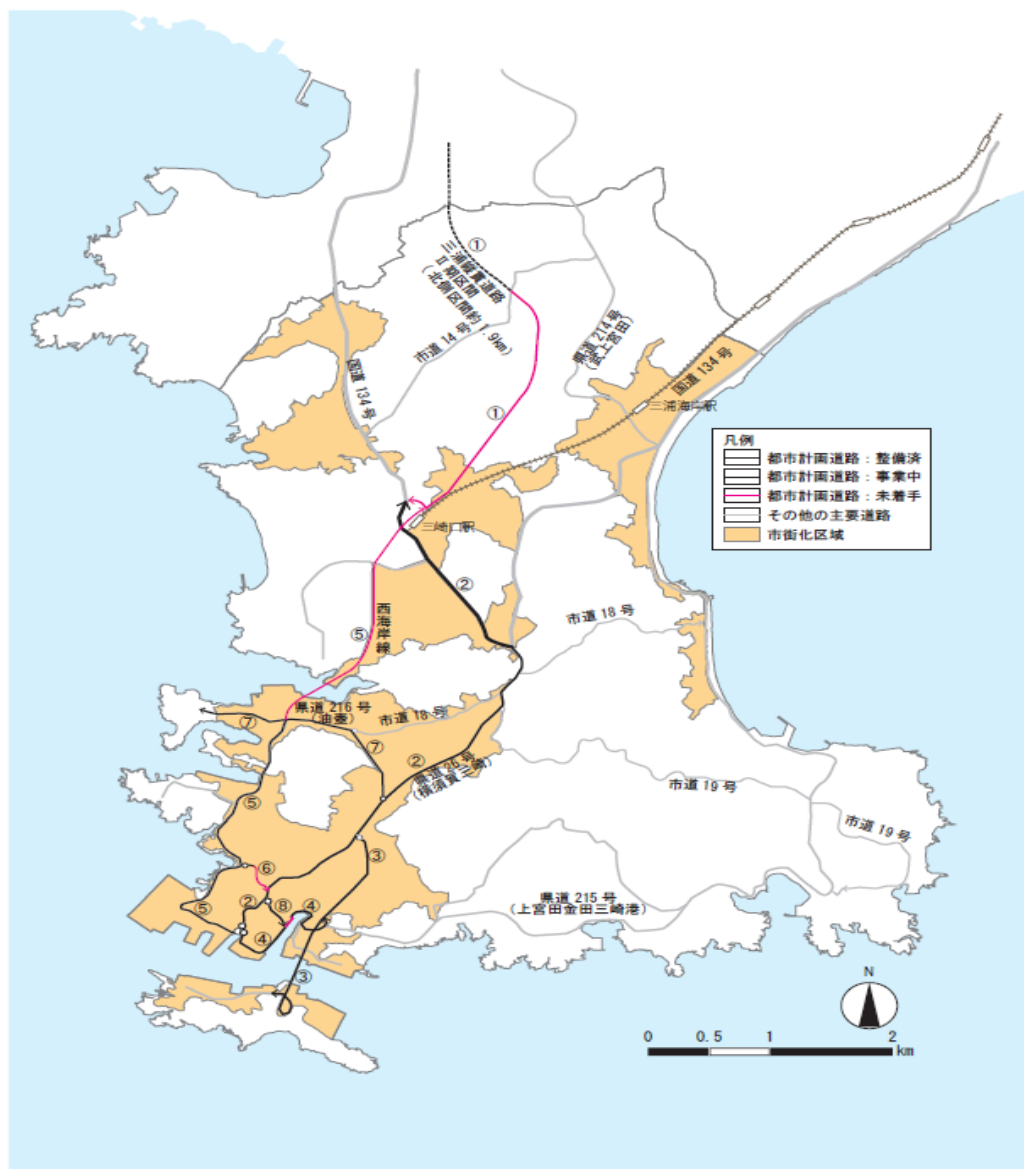
また、市の中心地点（引橋交差点）から南側及び東側の海岸線に沿う形で主要地方道26号（横須賀三崎線）が通り、これも隣接の横須賀市に繋がっている。

市西側には一般県道216号（油壺線）が延びているほか、市道が国県道等に連絡する形で通っている。

さらに、主要幹線道路や幹線道路の補完機能を担う、市道18号や市道19号といった補助幹線道路が整備されている。

道路や橋梁の老朽化は進んでいるが、順次、長寿命化修繕計画を策定して修繕工事等を行っている。

鉄道は、市内に私鉄1路線（京浜急行久里浜線）、2駅（三浦海岸駅、三崎口駅）がある。



出典：令和元年12月 三浦市都市計画マスタープラン

図⑥ 都市計画道路の整備状況

第2節 災害想定

(1) 地震（津波）災害

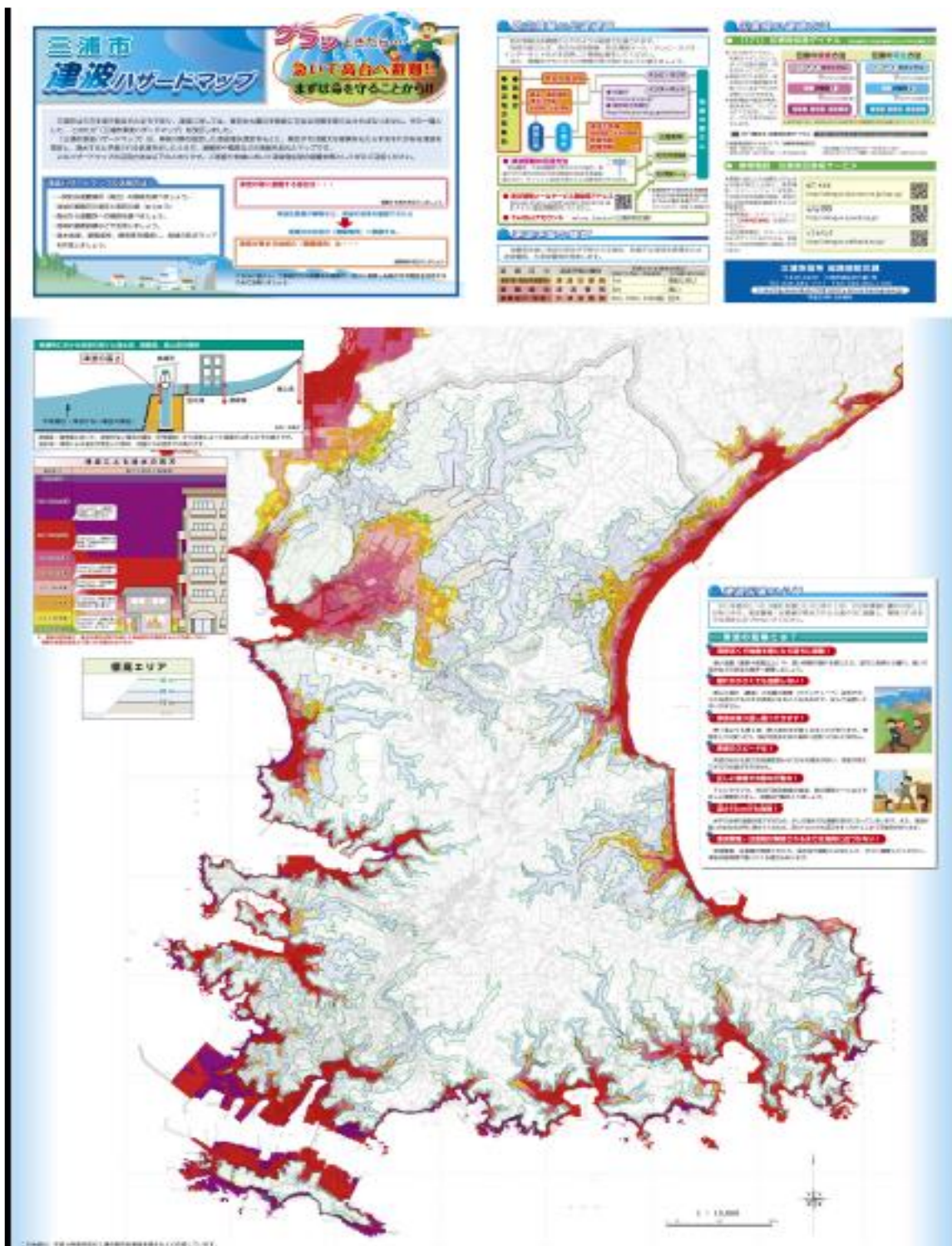
平成27年3月に公表された「神奈川県地震被害想定調査」を踏まえた本市地域防災計画に基づき、「都心南部直下地震」、「三浦半島断層群の地震」、「神奈川県西部地震」、「東海地震」、「南海トラフ巨大地震」及び「大正型関東地震」を市の想定地震と位置付ける。

三浦市被害想定一覧（平成27年3月 神奈川県地震被害想定調査報告書から抜粋）

種別	項目	都心南部 直下型地震	三浦半島 断層群の地震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震
モーメントマグニチュード		7.3	7	6.7	8	9	8.2
最大震度		6弱	6弱	5弱	5弱	5弱	6強
最小震度		5強	5強	4	4	4	6弱
人的被害	死者数（津波含）	*	*	150	20	60	2,540
		津波のみ	—	—	150	20	60
	負傷者数（津波含）	140	110	70	20	20	920
		津波のみ	—	—	70	20	20
津波高（m）		—	1～3	3～5	3～5	3～5	5～10
建物被害	全壊棟数	40	30	30	130	300	3,040
	半壊棟数	680	490	460	1,520	1,670	5,610
火災被害	出火件数	0	0	0	0	0	*
	焼失棟数	0	0	0	0	0	410
自力脱出困難者数		*	*	0	0	0	160
避難者数	1日目～3日目	830	620	2,200	5,540	6,200	17,130
	1か月後	830	620	670	2,360	2,990	13,650
帰宅困難者数	直後	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240
	2日後	0	1,240	0	0	0	1,240
エレベーター停止台数		0	0	0	0	0	40
ライフライン	電気（停電軒数）	140	140	41,910	41,910	41,910	41,910
	都市ガス（供給停止件数）	0	0	0	0	0	3,470
	LPガス（供給支障戸数）	0	0	0	0	0	190
	上水道（断水人口）	630	760	0	0	0	12,400
	下水道（機能支障人口）	370	350	*	90	100	870
	通信（不通回線数）	60	60	15,880	15,990	16,130	16,100
災害廃棄物（万トン）		3	2	2	7	10	71

(注) * わずか（計算上0.5以上10未満） 計算上0.5未満は0としている。

三浦市津波ハザードマップ



(2) 風水害

近年における風水害は、台風や前線の影響による豪雨や暴風により各地で大規模な水害や土砂災害が発生している。

本市においても、令和元年台風第15号及び第19号により、重軽症者や住家被害など少なからぬ被害が発生した。

風水害は、気象、地形・地質、都市構造等の複数の要因が重なり合って発生することが多く、さらに、その発生も突発的なものもあることから、定量的に被害予測をすることは困難な場合が多い。このことから、過去の気象等の被害状況を基礎資料とするとともに、これに起因して発生する可能性がある浸水、土砂災害、高潮、積雪等を災害想定とする。

(3) 火山災害

神奈川県内は、富士山噴火時における避難対策の第5次ゾーンに位置付けられており、風向きによっては2cm以上の降灰被害が予想されるため、それを災害想定とする。(参考：「大規模噴火時の広域降灰対策について」令和2年4月中央防災会議 防災対策実行会議)

第3章 脆弱性評価

国土強靱化の推進を図る上で必要な対策を明らかにするため、想定するリスクに対する脆弱性を評価することは重要なプロセスである。そこで、第2章における本市の地域特性及び災害想定を把握した上で、以下のとおり国土強靱化に関連する市の施策の課題を抽出するとともに、新たな施策の必要性についても検討し、脆弱性評価として整理する。

第1節 想定するリスク

本市において想定される大規模自然災害全般とする。

市民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めた危機事案等の事象が想定されるが、都心南部直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害が発生する可能性があることと予測されていること、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など、大規模自然災害は、ひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすこととなるため、本計画では大規模自然災害を想定した評価を実施する。

第2節 強靱化施策分野の設定

第2節で設定した起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策を整理するため、県地域計画における施策分野や本市の地域特性を勘案し、次の6つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定する。

【個別施策分野】

- a 行政機能／警察・消防等
- b 住宅・交通・国土保全
- c 保健医療・福祉
- d 情報通信
- e 産業・物流・エネルギー
- f 環境・農林水産

【横断的分野】

- a リスクコミュニケーション
- b 老朽化（インフラ）

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に対する施策一覧

◎起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

本市では、施策ごとの脆弱性を評価するため、国及び県が実施した評価手法等を参考とし、基本計画の45のリスクシナリオ、国土強靱化地域計画策定ガイドライン第7版（令和2年6月内閣官房国土強靱化推進室）（以下、「ガイドライン」という。）及び県地域計画（平成29年3月）の40のリスクシナリオを踏まえ、本計画では32の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定した。

◎脆弱性の評価

神奈川県地域防災計画、三浦市地域防災計画等の災害予防計画を参考としながら、国土強靱化に資する施策や関連する事業について調査を行い、32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに国土強靱化に資する施策の課題を検討・整理し、脆弱性の評価を実施した。

この脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに、44の国土強靱化に資する施策を整理した。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	1	直接死を最大限防ぐ	起 き て は な ら な い 最 悪 の 事 態	1-1	建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
				1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
				1-3	大規模な津波等による多数の死傷者の発生
				1-4	広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
				1-5	大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生
				1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2	救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する	は な ら な い 最 悪 の 事 態	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止
				2-2	消防の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
				2-3	救助・救急・医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶
				2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
				2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
				2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	最 悪 の 事 態	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
				4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	の 事 態	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
				5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5	経済活動を機能不全に陥らせない	（ 事 態	5-2	社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
				5-3	海上物流機能の停止による貨物輸送網への甚大な影響
				5-4	基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止
				5-5	食料等の安定供給の停滞
				6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーン機能の停止
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	ス ク シ ナ リ オ	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
				6-3	下水処理施設等の長期間にわたる機能停止
				6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
				7-1	市街地での大規模火災の発生
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	ナ リ オ	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
				7-3	有害物質の大規模拡散・流出
				7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
				8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	（ 事 態	8-2	道路啓開等の復旧・復興を支える人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
				8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
				8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第4章 強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、本市における強靱化の推進方針を、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに定める。この推進方針は、それぞれの起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の間で相互に関連する事項があるため、施策の推進に当たっては、庁内の関係部局が適切な役割分担のもと連携を図ることで、その実効性や効率性を確保出来るように努めることとする。

《各施策の推進方針の凡例》

《施策番号》 施策名			
推進方針	当該施策の推進方針を記載		
主な取組	当該施策の主な取組を例示 【 】内は担当部局等		
重 要 業績指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	主な取組の進捗状況を把握するための 重要業績指標	現状で把握可能な 数値及び該当年度	目標とする数値及 び達成目標年度
関連計画・ 事業	主な取組に関連する各種個別計画・事業 【 】内は担当部局等		
リスクシナリオ	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を記載		

第1節 施策毎の推進方針

《施策1》 道路啓開・交通規制体制の整備	
推進方針	緊急通行車両、災害救助支援車両が通行する主要な防災拠点を結ぶ緊急交通路の交通規制体制及び緊急輸送道路の啓開実施体制の整備を推進する。
主な取組	<p>【都市環境部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道路被害・渋滞による道路ネットワークの分断を避けるため、都市計画道路等の整備を推進し、道路ネットワークの多重性と安全性の向上を図る。 ●災害時における消防活動等の緊急活動に必要な道路や緊急輸送（被災者の避難、物資輸送等）を円滑に行うための第1次及び第2次緊急輸送道路を整備する。 <p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地震災害時の応急対策を円滑に実施するため、災害応急対策で使用する緊急通行車両（市公用車）について、緊急通行車両の届出申請を登録する。
関連計画・事業	<p>【都市環境部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道路維持補修事業 ●三浦縦貫道路関連事業 <p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三浦市地域防災計画 ●緊急通行車両の事前届出
リスクシナリオ	<p>【2-5】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> <p>【6-4】 地域交通ネットワークが分断する事態</p> <p>【8-2】 道路啓開等の復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>

《施策2》 橋りょう等の安全性の確保	
推進方針	大規模災害発生時に機能不全に陥ることのない道路交通基盤の整備として、緊急輸送道路の道路災害対策を推進する。
主な取組	<p>【都市環境部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●橋りょう等の耐震性のさらなる向上を図る。 ●一般道や鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物の安全点検 ●被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を実施する。
関連計画・事業	<p>【都市環境部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国土強靱化地域計画に基づく防災・減災の推進 ●橋りょう等維持修繕事業 ●道路維持補修事業 <p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三浦市地域防災計画
リスクシナリオ	<p>【1-1】 建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</p> <p>【2-5】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> <p>【6-4】 地域交通ネットワークが分断する事態</p>

《施策3》 漁港の整備			
推進方針	市が管理する漁港について、水産物の安定供給及び漁業活動の安全性向上のため、外郭施設等の漁港施設の整備を推進する。		
主な取組	<p>【経済部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●台風等の荒天時における泊地内の静穏性を向上させるため、防波堤、護岸等の外郭施設を整備する。 ●地震、津波災害時において、水産物流通機能を確保するため、主要な漁港施設について、耐震、耐津波化を図る。 ●安全かつ効率的な漁業活動を推進するため、船揚場等の係留施設を整備する。 ●老朽化した漁港施設の長寿命化を図る。 ●安全かつ効率的な漁業活動を推進するため、船揚場等の係留施設及び漁港道路、漁港施設用地等の整備を図る。 		
重要業績指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	<p>【経済部】</p> 市営漁港の漁港施設用地等整備	0か所（R3）	3か所（R6）
関連計画・事業	<p>【経済部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市営漁港整備事業 ●市営漁港維持管理事業 <p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三浦市地域防災計画 		
リスクシナリオ	【5-5】食料等の安定供給の停滞		

《施策4》 河川護岸等の整備			
推進方針	地震による護岸の崩壊や津波、高潮による越流などに備え、老朽化した河川護岸を点検し、改修補強・嵩上げなどの対策を推進する。		
主な取組	<p>【都市環境部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建設年度の古い河川護岸の点検を実施し、改修・補強・嵩上げ等の必要な対策を実施する。 <p>【神奈川県県土整備局河川下水道部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地震による護岸の崩壊などによる河川のせき止めや、津波、高潮の越流などに起因する浸水や土石流などの二次災害を考慮し、県は河川護岸等の維持補修を行う。 		
重要業績指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	<p>【都市環境部】</p> 狭塚川、一番川の点検・改修	0件（R3）	2件（R8）
関連計画・事業	<p>【都市環境部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●河川整備事業 ●河川維持管理事業 		
リスクシナリオ	<p>【1-3】大規模津波等による多数の死傷者の発生</p> <p>【1-4】広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p> <p>【1-5】大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生</p> <p>【8-4】広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>		

《施策5》 都市公園等の整備・防災力の強化			
推進方針	大規模災害時に備えて、広域避難地や各種応急対策用空地など、防災上重要な空間として、都市公園、緑地、広場等のオープンスペースの確保を推進する。		
主な取組	【都市環境部】 ●市街地内及びその周辺に、広域避難地はもとより、身近な避難場所や救援活動の場、応急仮設住宅地、延焼遮断帯となる都市公園や緑地の確保に努めるとともに、防災拠点となる都市公園については、防災機能を向上させるため、県、防災関係機関などとの連携を図った整備や施設の適正な維持管理に努める。		
重要業績指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	【都市環境部】 防災拠点となる三浦スポーツ公園の整備・維持管理	1件（R3）	1件（R8）
関連計画・事業	【都市環境部】 ●スポーツ施設運営管理事業 ●公園緑地整備事業 【総務部】 ●三浦市地域防災計画		
リスクシナリオ	【1-2】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		

《施策6》 共同溝の整備促進	
推進方針	大規模災害時におけるライフラインの安全性確保のため共同溝の整備を促進する。
主な取組	【東京ガス(株)】【NTT東日本】【東京電力パワーグリッド(株)】 ●大規模災害時におけるライフラインの安全性確保のため、日常生活に欠かせないガス、電気、上水道などのライフライン事業は、共同溝の整備を都市整備関係機関と協調しながら促進する。
リスクシナリオ	【4-1】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

《施策7》 水道施設の対策			
推進方針	大規模災害時における被害の軽減、被害箇所の早期復旧、応急給水体制を整備する。		
主な取組	【上下水道部】 ●災害時に重要となる、避難所や病院等の重要施設へ供給する重要給水施設管路を優先的に耐震化を図る。 ●配水池の耐震化を図るとともに、老朽化した施設の更新や長寿命化を進める。 ●被害の早期復旧、応急給水体制構築のため、三浦市管工事協同組合や日本水道協会との連携を図る。		
重要業績指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	【上下水道部】 ●水道管の耐震化率	●49.88%（R4）	●50.13%（R8）

関連計画・事業	【上下水道部】 ●老朽管更新事業 【総務部】 ●三浦市地域防災計画
リスクシナリオ	【2-1】 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止 【6-2】 上水道等の長期間にわたる供給停止

《施策8》 下水道施設の対策	
推進方針	大規模災害発生時の生活環境保全のため、下水道施設の耐震対策、耐津波対策及び老朽化対策を推進するとともに、ハード・ソフト両面による浸水対策を推進する。
主な取組	【上下水道部】 ●大規模災害時における下水道機能の維持継続のため、下水道管、ポンプ場及び浄化センターの耐震化、耐津波対策及び老朽化対策を実施する。 ●下水道管、ポンプ場及び浄化センターの耐震化の効率的な推進のため、下水道総合地震計画を策定する。 ●大規模災害発生時における浸水被害軽減のため、雨水排水施設の整備を実施する。 ●下水道終末処理場における耐震診断等を実施する。 ●施設整備にあたっては「下水道施設の耐震対策指針と解説」（公共財団法人日本下水道協会）に基づき、主要下水道施設の耐震化や液状化などに配慮した施設整備を進める。
関連計画・事業	【上下水道部】 下水道総合地震計画（令和4年（2022年）策定予定） 【総務部】 ●三浦市地域防災計画
リスクシナリオ	【1-4】 広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 【6-3】 下水処理施設等の長期間にわたる機能停止

《施策9》 電力施設の対策	
推進方針	都市機能は、電気に大きく依存しているため、災害時の電力供給確保の取り組みを推進する。
主な取組	【東京電力パワーグリッド(株)】 ●地震災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持する。 ●災害時における復旧資材とするため、現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。 ●非常時の電源確保、再生可能エネルギーの活用を推進する。
リスクシナリオ	【2-3】 救助・救急・医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶 【6-1】 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止

《施策10》 都市ガス施設の対策	
推進方針	災害時のガス供給機能の確保や火災などの二次災害への対策を推進する。
主な取組	<p>【東京ガス㈱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ガス施設の災害、二次災害の発生の防止及び発生した被害の早期回復のため、ガス施設の機能確保、ガス漏洩防止策の推進、非常用設備の整備などの防災対策を推進する。 ●ライフラインの復旧には、多くの車両や人員が全国から駆けつけて対応するため、復旧拠点の場所の確保が必要不可欠となる。そのため、事前に車両や資機材の保管場所を確保する等、1日も早い復旧を図る。
リスクシナリオ	<p>【2-3】 救助・救急・医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶</p> <p>【6-1】 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止</p>

《施策11》 燃料の確保	
推進方針	大規模災害による石油・ガスサプライチェーンの機能停止に備え、災害対策上重要な車両、施設等に対する安定した石油類燃料の供給、社会経済活動・サプライチェーンの維持を行うため、燃料の確保対策を推進する。
主な取組	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害対策上重要な車両や施設、社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要な石油類燃料の安定した供給確保の対策を行う。
関連計画・事業	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三浦市地域防災計画 ●三浦市業務継続計画 ●防災一般管理事業 ●消防団一般管理事業
リスクシナリオ	<p>【2-1】 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止</p> <p>【2-3】 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶</p> <p>【5-2】 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給停止</p> <p>【6-1】 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止</p>

《施策12》 鉄道施設の対策	
推進方針	地震発生時の旅客の安全と円滑な輸送の確保のため、鉄道施設の耐震化、地震列車防護装置の設置、運航停止時の旅客混乱防止などの対策を推進する。
主な取組	<p>【京浜急行電鉄㈱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地震発生時の旅客の安全と円滑な輸送を図るため、鉄道事業者は施設・設備の耐震化、地震列車防護装置の設置、運航停止時の対応の検討などの対策を実施する。
リスクシナリオ	<p>【5-4】 基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止</p> <p>【6-4】 地域交通ネットワークが分断する事態</p>

《施策13》 海上輸送施設の対策	
推進方針	地震、豪雨災害などの大規模災害の発生により、市内主要幹線道路が寸断された場合の代替輸送手段として、海上輸送の利用が想定されるため、漁港施設等の整備や物流関係事業者との連携などを推進する。
主な取組	【経済部】【総務部】 ●大規模災害時の安全と円滑な輸送を図るため、物流機能の強化に向けた、各漁業協同組合、海上輸送事業者や物流関係事業者と、非常時における海上輸送に係る協定の締結やその他協力体制の構築を図る。
関連計画・事業	【経済部】 ●市営漁港整備事業 ●市営漁港維持管理事業 【総務部】 ●三浦市地域防災計画
リスクシナリオ	【5-3】海上物流機能の停止による貨物輸送網への甚大な影響 【5-4】基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止 【6-4】地域交通ネットワークが分断する事態

《施策14》 住宅と建築物等の耐震化促進			
推進方針	震災時の住宅と建築物等への被害軽減のため、耐震化を促進するとともに、旧耐震基準等危険な建物の除却・更新を推進する。		
主な取組	【都市環境部】 ●老朽建築物が密集した市街地については、開発事業等の実施にあわせて建築物等の耐震性の向上を図る。 ●少しでも被害を減少させるため、老朽化した空き家の所有者に対して、適切な管理や改善を指導する。		
重要業績指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	【都市環境部】 ●適切に管理されていない空家等の対前年度比減少数	9件（R2）	4件（各年度）
関連計画・事業	【都市環境部】 ●三浦市空家等対策計画 ●空き家対策事務事業 【総務部】 ●住宅リフォーム助成事業 ●耐震及び震後対策事業 ●木造住宅耐震診断補助事業 ●木造住宅耐震改修補助事業		
リスクシナリオ	【1-1】建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 【7-2】沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺		

《施策15》 公共建築物の耐震化・浸水対策			
推進方針	地震災害や浸水災害時の避難所や活動拠点の役割を担う公共建築物の耐震化や浸水対策を推進する。		
主な取組	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共建築物は積極的に耐震診断、耐震補強を実施し、災害時においてもその機能を維持できるよう長寿命化を図る。 ●今後設置する行政関連施設について、やむを得ず浸水が予想される地域に設置する場合には、各施設所管部局の求めに応じ、非常電源設備や非常用通信機器の確保などの浸水対策を講じる。 <p>【教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害時に避難所となる社会体育施設の照明器具、建具及び外壁等の建築非構造部材耐震化を図る。 ●市立学校の耐震化は完了しているが、災害時においてもその機能を維持できるよう長寿命化を図る。 ●校舎が浸水、倒壊した場合に、学校での授業を再開できないことも考えられるため、学校以外で教育を受けられる環境整備について検討する。 		
関連計画・事業	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三浦市公共施設等総合管理計画 <p>【教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ施設運営管理事業（体育施設） ●三浦市学校施設の長寿命化計画 ●小学校施設整備事業 ●中学校施設整備事業 		
リスクシナリオ	<p>【1-1】建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</p> <p>【2-5】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> <p>【3-1】地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <p>【7-2】沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺</p>		

《施策16》 文化財等の災害対策			
推進方針	火災等の災害による文化財の被害を未然に防ぐための防火対策及び平時の防災訓練を推進する。		
主な取組	<p>【教育委員会】【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●火災等による文化財の被害防止のため、消防用設備の設置、維持管理等防火対策の推進及び文化財防火デーを中心として、文化財の所有者、管理者、消防機関、地域住民等の協力の下で防災訓練を実施する。 		
重要業績指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	<p>【教育委員会】【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化財防火デーにおける消防訓練 	0回（R3）	1回（R8）
関連計画・事業	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三浦市地域防災計画 ●消防団一般管理事業 		

リスクシナリオ	<p>【1-2】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p> <p>【7-1】市街地での大規模火災の発生</p>
---------	--

《施策17》 崖、擁壁の防災化促進			
推進方針	地震災害や風水害による急傾斜地での崖崩れなどの土砂災害防止対策を推進する。		
主な取組	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●崖崩れ災害のおそれがある箇所の把握に努めるとともに、崖崩れによる被害防止のため、広報紙等により、崖に対する注意事項について周知する。 <p>【都市環境部】【神奈川県横須賀土木事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●急傾斜地崩壊対策事業（神奈川県）の活用を推進する。 		
重要業績指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	<p>【都市環境部】</p> 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所数	42か所（R3）	52か所（R8）
関連計画・事業	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三浦市地域防災計画 ●防災一般管理事業 <p>【都市環境部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●急傾斜地崩壊対策事業 		
リスクシナリオ	<p>【1-1】建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</p> <p>【1-5】大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生</p>		

《施策18》 液状化対策	
推進方針	海岸沿いや河川流域に分布する液状化発生のおそれのある地域での液状化対策を推進する。
主な取組	<p>【神奈川県各関係部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県管理の建築物、構造物に対しては、液状化対策等を実施するとともに、既存施設等で液状化の被害のおそれのあるものは、補強対策を実施する。 ●(財) 神奈川都市整備技術センターによる地質調査結果の情報提供に協力する。 ●事業者等を対象とした各種研修会等で、地震被害想定調査で想定した地域の液状化危険度について普及・啓発を行う。 ●ホームページ（e-かなマップ）に掲載している、液状化の危険度や土地履歴情報（明治期の地形図）について、広く周知する。
関連計画・事業	<p>【神奈川県県土整備局建築住宅部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建築物の液状化対策マニュアル（平成25年度版）
リスクシナリオ	<p>【1-1】建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</p> <p>【5-4】基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止</p>

《施策 19》 公共の空地、施設の事前把握	
推進方針	大規模災害発生後での応急対策活動及び復旧・復興活動に必要となる公共空地や施設について、事前の把握を推進する。
主な取組	【総務部】 ●市・県・国等が管理する空地及び施設（事前承諾や協定締結等により、大規模災害時に利用が可能となる市以外が管理する空地や施設）を事前に把握する。
関連計画・事業	●三浦市地域防災計画
リスクシナリオ	【7-1】市街地での大規模火災の発生 【8-1】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 【8-2】道路啓開等の復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

《施策 20》 市街地の防災性向上	
推進方針	大規模災害等により発生した火災の延焼拡大を防ぐ建築物等の整備を進め、火災被害を抑制する。 また、地震災害や風水害による大規模盛土造成地の滑動崩落による被害を軽減することも視野に宅地の耐震化の取組を推進する。
主な取組	【神奈川県各関係部局】 ●市街地再開発事業等による土地の高度利用、建築物の耐震化等を進め、既成市街地の再整備を促進する。 ●土地区画整理事業において、都市の安全性を高めるために広幅員道路及び駅前広場の整備、公園緑地の確保等により面的な整備を進め、一層の防災性の向上を図る。 ●過年度までに抽出した、大規模盛土造成地の調査対象箇所の「変動予測調査の優先度を定めた計画」策定に向けた、優先度評価を実施する。
関連計画・事業	【神奈川県】 ●神奈川県地震防災戦略
リスクシナリオ	【1-1】建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 【1-4】広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 【1-5】大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生

《施策 21》 円滑な復旧・復興のための事前対策	
推進方針	円滑な災害復旧・復興を推進するため、大規模災害時の防災対策の検討や各関係機関との連絡調整、市が管理する土地・建物の登記情報や地下埋設物などに関する各種情報データの整備を推進する。
主な取組	【総務部】【都市環境部】 ●円滑な災害復旧・復興を推進するため、あらかじめ地籍、建築物、権利関係、地下埋設物等の情報や測量図面、情報図面等の各種データの整備及び保存に努める。 【総務部】 ●円滑な災害復旧を推進するため、市役所本庁舎の非常時電源確保に努める。 ●「予防」「応急対策」「復旧・復興」の時系列毎の防災対策を定めた地域防災計画を作成し、その実施を推進するため、各関係機関との連絡調整を行う防災会議を運営する。

重 要 業績指標	指標	現状 (年度)	目標 (年度)
	【都市環境部】 ●地籍調査進捗率	●0.75% (R 2)	●2.28% (R11)
関連計画・ 事業	【総務部】 ●三浦市地域防災計画 【都市環境部】 ●地籍調査事業		
リスクシナリオ	【3-1】 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 【8-2】 道路啓開等の復旧・復興を支える人材等（専門家コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		

《施策22》 消防力の整備・強化

推進方針	大規模災害の同時多発火災に備えて、常備消防との連携強化及び消防団の消防力強化を推進する。		
主な取組	【総務部】 ●消防力の強化を図るため、消防団員数の充足、消防車両及び資機材の整備、各種研修等の受講、資格等の取得などを推進する。 ●消防水利確保のため、耐震性貯水槽の整備など、消火栓のみに依存しない消防水利の確保を進める。 ●大規模災害に対する安全で効率的な消防団活動を実施するためのマニュアルを策定する。		
重 要 業績指標	指標	現状 (年度)	目標 (年度)
	【総務部】 ●消防団地震風水害活動マニュアル ●消防団員充足率	●策定済み ●98.2% (R 3)	● — ●100% (R 8)
関連計画・ 事業	【総務部】 ●三浦市地域防災計画 ●消防水利施設整備事業 ●消防団一般管理事業 ●防災一般管理事業		
リスクシナリオ	【1-1】 建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 【2-2】 消防の被災等による救助・救急活動の絶対的不足 【7-1】 市街地での大規模火災の発生		

《施策23》 情報通信網の整備

推進方針	大規模災害発生時において、市民への迅速・適切な災害情報提供、救援救助活動での関係機関の緊密な相互連絡を確保するため、災害情報通信網などのインフラ整備を推進する。		
主な取組	【総務部】【政策部】 ●迅速かつ確実な災害応急対策を実施するため、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）の運用、災害情報を全庁で共有するネットワークの管理・運用を行う。 ●国・県の機関や県内全市町村、その他防災関係機関等との間で、災害発生時の通信確保や、災害上の相互共有等を行うために県が整備した神奈川県防災行政通信網の管理・運用を行う。 【東日本電信電話株式会社】【KDD I株式会社】 ●通信サービス事業者は、設備の対災性向上、重要通信の確保、通信の疎通に対する応急措置、災害対策機器の配備などの対策を実施する。		

関連計画・事業	【総務部】 ●三浦市地域防災計画 ●災害対策災害資機材整備事業 ●防災行政無線事業 ●防災一般管理事業 【政策部】 ●情報通信網基盤整備事業		
重要業績指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	【総務部】 防災行政無線（固定系）のデジタル化率	100%（R 3）	—
リスクシナリオ	【1-3】 大規模津波等による多数の死傷者の発生 【1-5】 大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生 【1-6】 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 【4-1】 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 【4-2】 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		

《施策 24》 市民への情報伝達手段の多様化	
推進方針	市民に災害情報を確実に伝達するため、様々な情報媒体の活用を推進する。
主な取組	【総務部】 ●より多くの市民に災害情報を確実に伝達するため、防災行政無線以外の様々な情報媒体を活用する。 ●全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用や、防災行政無線の運営・管理を行い、広く市民に災害情報を発信する。 ●報道機関（テレビ、ラジオ、新聞、コミュニティFMなど）の協力のもと発災時における災害報道の拡充を図ることで、被災者に対して必要な情報を提供できるような体制の確立を図る。
関連計画・事業	【総務部】 ●三浦市地域防災計画 ●防災行政無線事業 ●消防団一般管理事業 ●防災一般管理事業
リスクシナリオ	【1-5】 大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生 【1-6】 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 【4-2】 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 【7-4】 風評被害等による地域経済等への甚大な被害

《施策 25》 防災備蓄の推進	
推進方針	被災者等が避難所で一時的に生活するための食料、生活関連物資や応急活動に必要な資機材の備蓄等を推進する。
主な取組	【総務部】 ●大規模災害時避難所に避難所へ応援物資が到着するまでに必要な食料、生活関連物資を分散備蓄する。 ●応急対策活動に使用する資機材を保管している防災資機材倉庫の維持管理を行う。 ●災害対応に従事する職員の食料、飲料水を備蓄する。 ●市内のスーパーマーケットや各種組合等との協定締結により生活関連物資を確保する。 ●他の地方自治体との協定の締結により、生活関連物資の相互協力体制を構築する。 【総務部】【上下水道部】 ●大規模災害発生直後の断水対策として整備している 100 t 型飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理を行う。

	指標	現状 (年度)	目標 (年度)
重要業績指標	【総務部】 ●防災備蓄倉庫の設置数 ●100 t 型飲料水兼用耐震性貯水槽の設置数	●30 基 (R 2) ●4 基 (R 2)	●30 基 (R 8) ●4 基 (R 8)
関連計画・事業	【総務部】 ●三浦市地域防災計画 ●災害対策災害資機材整備事業 ●防災一般管理事業		
リスクシナリオ	【2-1】被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止 【5-5】食料等の安定供給の停滞		

《施策 26》 学校、児童福祉施設及び高齢者施設等の防災力の強化	
推進方針	児童・生徒・教職員、高齢者及び施設利用者等の安全確保のため、所管する学校、児童福祉施設及び高齢者施設等の防災力の強化を推進する。
主な取組	【総務部】 ●災害時に児童生徒を学校等で保護する際に必要な物資を備蓄する。 ●学校、児童福祉施設等に防災対策に関する情報提供等の支援を行う。 【保健福祉部】 ●社会福祉施設や高齢者施設等における建物の耐震化や設備の安全性を確保するために、費用の一部を助成する。 ●児童福祉施設等について、防災環境の整備や支援等を行う。 ●施設管理者は、防災マニュアルの策定や防災訓練の実施など、施設における防災対策の充実を図る。 【教育委員会】 ●教職員に対し防災研修等を実施し、災害対応能力の向上に努める。 ●大規模災害時に避難所となる学校体育館の照明器具等や校舎の建具や外壁等の建築非構造部材耐震化を図る。 ●三浦市学校施設の長寿命化計画に基づき、施設老朽化への対策を実施し、安全・安心な学校施設づくりに努める。 ●施設管理者は、防災マニュアルの策定や防災訓練の実施など、施設における防災対策の充実を図る。
関連計画・事業	【総務部】 ●三浦市地域防災計画 ●災害対策災害資機材整備事業 ●防災一般管理事業 【保健福祉部】 ●地域介護・福祉空間整備等施設整備事業 【教育委員会】 ●小学校施設整備事業 ●中学校施設整備事業 ●三浦市学校施設の長寿命化計画
リスクシナリオ	【1-1】建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 【1-2】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 【2-1】被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止 【3-1】地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

《施策 27》 避難所及び避難場所の整備			
推進方針	大規模災害時における避難所及び避難場所を整備し周知することで、人命保護の対策を推進する。		
主な取組	【総務部】 ●大規模災害時における指定避難所を指定し、避難が円滑に実施できるよう市ホームページやハザードマップ等を活用し、市民にあらかじめ避難所や避難時の諸注意を周知する。 ●地域住民・行政・施設管理者は、あらかじめ全ての指定避難所に避難所運営委員会を設置するよう努める。 ●円滑な避難が実施できるよう、市の所管する避難場所等の案内標識の管理、補修を行う。 ●福祉避難所の確保に努める。		
重要業績指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	【総務部】 ●総合的な防災ハザードマップの作成 ●福祉避難所数	● — ●9か所（R3）	●（R4） ●10か所（R8）
関連計画・事業	【総務部】 ●三浦市地域防災計画 ●災害対策災害資機材整備事業 ●防災一般管理事業		
リスクシナリオ	【1-1】 建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 【1-5】 大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生 【7-1】 市街地での大規模火災の発生 【8-3】 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		

《施策 28》 帰宅困難者対策の推進			
推進方針	発災後に発生する帰宅困難者の帰宅支援の対策を推進する。		
主な取組	【総務部】 ●発災直後における帰宅困難者の発生抑制の対策について、市民・観光客等にあらかじめ周知する。 ●帰宅困難者対策は、事業者、警察、県、市が災害時に迅速な対応が可能となるよう連携を強化する。 ●帰宅困難者が発生した場合に備え、帰宅困難者用の備蓄物資を整備する。 ●帰宅困難者の一時滞在施設の整備は、整備予定のある集客施設等の利用を検討する。 ●災害時における観光客を含めた帰宅困難者に対し、SNS（市公式Twitter）やホームページ、防災行政無線等を活用した避難所情報などの発信を行う。		
重要業績指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	【総務部】 ●帰宅困難者の一時滞在施設数	●3か所（R2）	●5か所（R8）
関連計画・事業	【総務部】 ●三浦市地域防災計画 ●災害対策災害資機材整備事業 ●防災一般管理事業		
リスクシナリオ	【2-4】 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱		

《施策 29》 応援・協力体制の整備	
推進方針	大規模災害時での他自治体との相互応援体制の確立や、自衛隊などの防災関係機関への応援の要請と受入体制の整備を推進する。
主な取組	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地震などの大規模災害時における円滑で効率的な応援要請・受入体制の確立を図る。 ●他自治体や関係機関に応援を要請した際に、要請に基づく協力が的確に得られるよう、他自治体との相互応援協力体制の確立を図るとともに、民間事業者や諸団体との協力など災害時応援協定の締結を推進する。 ●円滑で効率的な救援物資の受入れ及び輸送について、物資輸送拠点を確保するなど供給体制を整備する。 ●応援が必要とされる保健師や危険度判定士について、その受入方法等についての業務マニュアルを整備する。
関連計画・事業	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三浦市地域防災計画 ●災害対策災害資機材整備事業 ●防災一般管理事業 ●耐震及び震後対策事業 <p>【保健福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三浦市災害時保健活動マニュアル
リスクシナリオ	<p>【2-1】被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止</p> <p>【2-2】消防の被災等による救助・救急活動の絶対的不足</p> <p>【2-5】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> <p>【8-2】道路啓開等の復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>

《施策 30》 災害医療体制の整備			
推進方針	大規模災害発生後に予想される多数の負傷者の救護や災害発生に伴う環境衛生の悪化から発生する感染症を防ぐため、市と医療機関が協力して災害時の医療体制の整備を推進する。 また、負傷者の医療搬送体制の整備を推進する。		
主な取組	<p>【保健福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害時における迅速かつ円滑な医療活動の実施のため、救護所・災害拠点病院（県指定）などの医療活動拠点等を確保する。 ●医療搬送が円滑に行われるよう、医療機関の情報収集方法や災害拠点病院からの搬送などについて関係機関と調整を図る。 <p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●感染症予防対策を意識した避難所運営マニュアルを作成する。 		
重要業績指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	<p>【総務部】【保健福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●救護所確保数 <p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三浦市避難所運営マニュアル 	<p>【総務部】【保健福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2カ所（R3） <p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●策定済み（H24） 	<p>【総務部】【保健福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2カ所（R8） <p>【総務部】</p> <p>—</p>
関連計画・事業	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三浦市地域防災計画 ●職員初動時行動マニュアル 		
リスクシナリオ	<p>【2-5】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> <p>【2-6】被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>		

《施策31》 医薬品・医療活動用資器材等の整備	
推進方針	医療活動拠点等について、医療活動用資器材の整備のほか、医薬品の備蓄等の災害時医療機能整備を推進する。
主な取組	【保健福祉部】【総務部】 ●大規模災害時における救護所や関連施設向けの医薬品及び医療活動用資器材の整備を図るとともに、県との連携により普段からの医療情報提供体制の整備を図る。
関連計画・事業	【総務部】 ●三浦市地域防災計画 【保健福祉部】 ●救急医療確保対策事業
リスクシナリオ	【2-1】被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止 【2-6】被災地における疫病・感染症等の大規模発生

《施策32》 遺体処理体制の整備	
推進方針	大規模災害発生時発生が予想される多数の遺体の身元確認や検死、保存、搬送などの遺体の処理体制について整備を促進する。
主な取組	【市民部】 ●大規模な震災時には多数の死亡者が発生することが予想されるため、遺体安置所の指定、多数遺体の取扱いに関する手順の策定、必要な資器材の確保などの処理体制を整備する。 ●災害時における遺体の処理を進めるため、神奈川県広域火葬計画に基づき、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行い、県は、広域的な協力体制をとる。
関連計画・事業	●神奈川県広域火葬計画 ●三浦市地域防災計画 ●三浦市避難所運営マニュアル ●災害対策災害資器材整備事業
リスクシナリオ	【2-6】被災地における疫病・感染症等の大規模発生

《施策33》 災害廃棄物処理対策の整備	
推進方針	大規模災害により発生する災害廃棄物の処理体制の整備を推進する。
主な取組	【都市環境部】 ●災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行い、災害廃棄物の収集・運搬・処理に係る実施体制を確保する。 ●処理施設の処理能力を超える量の災害廃棄物が排出された場合に備えて、県内自治体及び関係団体と災害廃棄物の処理等に関する相互協力体制の充実・強化を図る。
関連計画・事業	【都市環境部】 ●神奈川県横須賀・三浦地域第三期循環型社会形成推進地域計画 ●三浦市災害廃棄物処理計画 【総務部】 ●三浦市地域防災計画
リスクシナリオ	【8-1】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

《施策 34》 災害対応組織の整備			
推進方針	大規模災害発生直後の連絡体制の確立、その後の災害対応活動体制の確立のための組織体制の整備を推進する。 また、災害時も機能する地域の組織力により、継続的に治安悪化の防止対策を推進する。		
主な取組	<p>【市民部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区長会・自治会等を対象に防犯カメラの設置費用を補助し、地域における自主的な防犯活動の展開を推進する。 ●犯罪の発生を抑制するため、地域の防犯リーダーの養成など、市民協働による防犯施策を展開し、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。 ●街路防犯灯を適切に維持管理することにより、暗い街路で発生しやすい犯罪を防止する。 <p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害発生時の初動期でも市職員が事前に定められた配備場所に参加できるよう、防災情報メールや各部局における緊急連絡などの初期活動体制を強化する。 ●行政の災害対応業務と必要通常業務との位置付けや関連性を明確にした業務継続計画（BCP）を策定する。 		
重要業績指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三浦市業務継続計画の策定 	●策定済み（H30）	—
関連計画・事業	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三浦市地域防災計画 ●三浦市業務継続計画 ●防災行政無線事業 		
リスクシナリオ	<p>【1-6】 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>【3-1】 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <p>【8-3】 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>		

《施策 35》 防災意識の普及啓発			
推進方針	行政機関と住民、事業者等が連携して災害対応活動をするため、行政機関の関係者及び自主防災組織、地域住民、事業者等の正しい知識と経験を共有することで、防災意識の向上を推進する。		
主な取組	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災訓練や防災講話などの機会に、市民に防災知識の普及啓発を行い、非常用持ち出し品や非常用食料及び生活関連物資等の備えを促進するとともに、迅速・的確な応急手当の方法を身につけ、救護能力及び救命率を向上させる。 ●市民や市職員が災害時における適切な判断力や行動力を身につけるため、計画的な防災教育を実施する。 		
関連計画・事業	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三浦市地域防災計画 ●防災一般管理事業 ●常備消防委託等事業 		
リスクシナリオ	<p>【1-1】 建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</p> <p>【1-6】 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>【7-2】 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺</p> <p>【8-3】 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>		

《施策 36》 防災訓練等の実施			
推進方針	大規模災害時の非常事態において、的確な行動をとるために防災訓練の積み重ねを行うことで、防災力の向上を推進する。		
主な取組	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職員及び市組織の災害対応能力を高めるための防災教育訓練及び市民や自主防災組織等が行う自助・共助による防災訓練を実施する。 <p>【総務部】【教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校の児童生徒等について、防災教育及び防災訓練を実施する。 		
重 要 業績指標	指標	現状 (年度)	目標 (年度)
	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市総合防災訓練実施回数 <p>【教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全市立学校の防災訓練実施回数 	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1回 (R 1) <p>【教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各1回 (R 1) 	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1回 (R 8) <p>【教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各1回 (R 8)
関連計画・事業	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三浦市地域防災計画 ●防災一般管理事業 ●常備消防委託等事業 		
リスクシナリオ	<p>【1-1】建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</p> <p>【1-6】情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>【2-5】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> <p>【8-3】地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>		

《施策 37》 災害ボランティア活動の環境整備	
推進方針	災害ボランティアの復旧・復興支援活動が円滑に行える環境の整備を推進する。
主な取組	<p>【市民部】【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時に被災者を支援するボランティアの活動が円滑に行えるよう環境整備やボランティアの受入体制の整備を実施する。
関連計画・事業	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三浦市地域防災計画 ●職員初動時行動マニュアル
リスクシナリオ	<p>【8-2】道路啓開等の復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>

《施策 38》 自主防災活動の促進	
推進方針	大規模災害発生直後の初期消火や人命救助等に大きな役割を果たす地域の自主防災活動を促進する。

主な取組	【総務部】 ●災害に対する地域の連帯及び地域防災活動の推進を図るため、自治会（区長会）の住民組織を中心とした自主防災組織の結成・育成を推進する。 ●地域防災委員向けの研修会を開催し、自主防災組織の中核となる指導員の育成を図る。		
重要業績指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	【総務部】 ●地域防災委員研修の実施回数	●1回（R1）	●1回（R8）
関連計画・事業	【総務部】 ●三浦市地域防災計画 ●防災一般管理事業		
リスクシナリオ	【1-1】 建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 【1-6】 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 【7-1】 市街地での大規模火災の発生 【8-3】 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		

《施策39》 事業者の防災活動の促進	
推進方針	事業者は、地域社会の社会的責任を果たせるよう防災体制の充実強化を図るとともに、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制の整備を推進する。
主な取組	【総務部】【関係部局】 ●事業者等が地震に備えての事前計画、地震時の活動計画、災害時における業務継続計画（BCP）などを作成する場合には、必要に応じてアドバイスを行うなど計画の策定を支援する。
関連計画・事業	【総務部】 ●三浦市地域防災計画 ●三浦市業務継続計画
リスクシナリオ	【5-1】 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下 【5-2】 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 【6-1】 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止

《施策40》 要配慮者対策の推進	
推進方針	大規模災害時における要配慮者への避難支援や安否確認などの防災対策を推進する。
主な取組	【保健福祉部】 ●要配慮者に対する避難支援や安否確認など、必要な措置等を支援するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成・活用する。 ●自主的に避難することが難しい高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等が入所又は通所している社会福祉施設の施設管理者は、防災・減災対策を実施する。
関連計画・事業	【保健福祉部】 ●三浦市福祉避難所運営マニュアル 【総務部】 ●三浦市地域防災計画

リスクシナリオ	<p>【1-1】建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</p> <p>【1-2】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p> <p>【1-3】大規模津波等による多数の死傷者の発生</p> <p>【1-5】大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生</p> <p>【1-6】情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>【4-2】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>【8-2】道路啓開等の復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
---------	---

《施策41》 外国人への支援	
推進方針	日本語を理解できず、また、日本の生活習慣に不慣れな外国人の大規模災害時における安全の確保対策を推進する。
主な取組	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速・的確な行動ができるよう、避難場所、避難標識等の災害に関する情報の多言語化や外国語ボランティアの登録による支援体制の確立に努める。 ●外国人向けの防災・災害情報の提供を行う。 ●外国人被災者を支援するため、通訳ボランティア等の協力を得て、避難所等に派遣する。
関連計画・事業	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三浦市地域防災計画 ●防災行政無線事業
リスクシナリオ	<p>【1-1】建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</p> <p>【1-2】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p> <p>【1-3】大規模津波による多数の死傷者の発生</p> <p>【1-5】広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p> <p>【1-6】情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>【4-2】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>【8-2】道路啓開等の復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>

《施策42》 津波に対する防災意識の啓発			
推進方針	津波被害を最小限にするため、津波に対する基本行動の正しい知識を周知することで、市民の防災意識向上の取り組みを推進する。		
主な取組	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●津波を含む総合的なハザードマップを作成し、また、ホームページで公開するなど、市民等に広く周知を行うとともに、津波に対する基本行動の正しい知識を防災訓練や講演会等の機会を通して積極的に普及啓発する。 		
重要業績指標	指標	現状（年度）	目標（年度）
	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●津波を含む総合的なハザードマップの作成 	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● — 	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（R4）

関連計画・事業	【総務部】 ●三浦市地域防災計画 ●防災一般管理事業
リスクシナリオ	【1-3】大規模津波等による多数の死傷者の発生

《施策43》 被災により停滞する地域経済への対策	
推進方針	被災した市民に対して、生活再建のための資金援助を推進する。
主な取組	【保健福祉部】 ●被災者に対して、災害見舞金の支給など災害援護資金の貸付けを行う。 【経済部】 ●三浦商工会議所と共同で事業継続力強化支援計画を策定し、小規模事業者の事業継続力強化の取組を支援することでBCPの作成等、商工業の復旧・復興に係る業務の本格化を目指す。
リスクシナリオ	【5-1】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

《施策44》 損壊した危険物施設等からの有害物質流出防止	
推進方針	大規模災害による倒壊建屋等からの危険物質及び有害物質の拡散・流出による、二次災害の発生や健康被害、環境への悪影響等を防止する対策を推進する。
主な取組	【都市環境部】 ●神奈川県の協力を得て有害物質取扱業者の把握調査を継続的に実施する。
リスクシナリオ	【7-3】有害物質の大規模拡散・流出

第2節 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、重点化しながら進める必要がある。

市地域計画では、人命保護を最重点とし、「本市の役割の大きさ」、「影響の大きさ」、「緊急度」の3つの観点で評価し、18の施策を重点化すべき施策として設定した。それに合わせ、重点化すべき施策と関連する19の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を選定した。

重点化すべき施策と関連する起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		施 策
1-1	建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	14 住宅と建築物等の耐震化促進 15 公共建築物の耐震化・浸水対策 17 崖、擁壁の防災化促進 20 市街地の防災性向上 22 消防力の整備・強化 26 学校、児童福祉施設及び高齢者施設等の防災力の強化 27 避難所及び避難場所の整備 38 自主防災活動の促進 40 要配慮者対策の推進 41 外国人への支援
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	5 都市公園等の整備・防災力の強化 26 学校、児童福祉施設及び高齢者施設等の防災力の強化（1-1再掲） 40 要配慮者対策の推進（1-1再掲） 41 外国人への支援（1-1再掲）
1-3	大規模な津波等による多数の死傷者の発生	4 河川護岸等の整備 40 要配慮者対策の推進（1-1再掲） 41 外国人への支援（1-1再掲）
1-4	広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	4 河川護岸等の整備（1-3再掲） 8 下水道施設の対策 20 市街地の防災性向上（1-1再掲）
1-5	大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生	4 河川護岸等の整備（1-3再掲） 17 崖、擁壁の防災化促進（1-1再掲） 20 市街地の防災性向上（1-1再掲） 27 避難所及び避難場所の整備（1-1再掲） 40 要配慮者対策の推進（1-1再掲） 41 外国人への支援（1-1再掲）
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	38 自主防災活動の促進（1-1再掲） 40 要配慮者対策の推進（1-1再掲） 41 外国人への支援（1-1再掲）

2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止	7 水道施設の対策 25 防災備蓄の推進 26 学校、児童福祉施設及び高齢者施設等の防災力の強化（1-1再掲） 31 医薬品・医療活動用資機材等の整備
2-2	消防の被災等による救助・救急活動の絶対的不足	22 消防力の整備・強化（1-1再掲）
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	15 公共建築物の耐震化・浸水対策（1-1再掲） 30 災害医療体制の整備
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	30 災害医療体制の整備（2-5再掲） 31 医薬品・医療活動用資機材等の整備（2-1再掲）
3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	15 公共建築物の耐震化・浸水対策（1-1再掲） 26 学校、児童福祉施設及び高齢者施設等の防災力の強化（1-1再掲）
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	40 要配慮者対策の推進（1-1再掲） 41 外国人への支援（1-1再掲）
5-5	食料等の安定供給の停滞	3 漁港の整備 25 防災備蓄の推進（2-1再掲）
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	7 水道施設の対策（2-1再掲）
6-3	下水処理施設等の長期間にわたる機能停止	8 下水道施設の対策（1-4再掲）
7-1	市街地での大規模火災の発生	22 消防力の整備・強化（1-1再掲） 27 避難所及び避難場所の整備（1-1再掲） 38 自主防災活動の促進（1-1再掲）
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	14 住宅と建築物等の耐震化促進（1-1再掲） 15 公共建築物の耐震化・浸水対策（1-1再掲）
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	27 避難所及び避難場所の整備（1-1再掲） 38 自主防災活動の促進（1-1再掲） 40 要配慮者対策の推進（1-1再掲） 41 外国人への支援（1-1再掲）
8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	4 河川護岸等の整備（1-3再掲）

第5章 計画の推進と見直し

第1節 計画の推進体制

本市の強靱化に向けた取組に当たっては、全庁的体制のもとで計画を推進していく必要がある。

また、国、県、関係自治体、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協力を進めることが非常に重要となっており、平時から様々な取組を通じた関係構築を進め、より効果的な施策の実施に努める。

第2節 計画の進捗管理

市地域計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握するなど、定期的なフォローアップを行う。

また、関連事業の進捗状況や各種取組結果等を踏まえ、所管部課が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進する。

本市だけでは対応できない事項については、国・県・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図る。

第3節 計画の見直し

市地域計画については、今後の社会情勢の変化、国や県等の強靱化に関する施策の取組状況や本市の施策の進捗状況を考慮しつつ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとする。

なお、市地域計画は、他の分野計画における国土強靱化に関する指針として位置付けているものであることから、国土強靱化に関係する他の計画については、それぞれ計画の見直し、修正等の時期に合わせて必要となる検討を行い、市地域計画と整合を図るものとする。

【別紙1】国土強靱化地域計画に資する施策一覧

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	個別施策分野									
			行政機能／警察・消防 ／防災教育等	住宅・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	リスクコミュニケーション	老朽化（インフラ）		
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	15. 公共建築物の耐震化・浸水対策 16. 文化財等の災害対策 22. 消防力の整備・強化 26. 学校、児童福祉施設及び高齢者施設等の防災力の強化 27. 避難所及び避難場所の整備 35. 防災意識の普及啓発 36. 防災訓練等の実施 38. 自主防災活動の促進 41. 外国人への支援	2. 橋りょう等の安全性の確保 14. 住宅と建築物等の耐震化促進 17. 崖、擁壁の防災化促進 18. 液状化対策 20. 市街地の防災性向上	40. 要配慮者対策の推進				16. 文化財等の災害対策 22. 消防力の整備・強化 26. 学校、児童福祉施設、高齢者施設及び社会体育施設等の防災力の強化 27. 避難所及び避難場所の整備 35. 防災意識の普及啓発 36. 防災訓練等の実施 38. 自主防災活動の促進 40. 要配慮者対策の推進 41. 外国人への支援	15. 公共建築物の耐震化・浸水対策 17. 崖、擁壁の防災化促進 20. 市街地の防災性向上	
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	16. 文化財等の災害対策（1-1再掲） 26. 学校、児童福祉施設、高齢者施設及び社会体育施設等の防災力の強化（1-1再掲） 41. 外国人への支援（1-1再掲）	5. 都市公園等の整備・防災力の強化	40. 要配慮者対策の推進（1-1再掲）				16. 文化財等の災害対策（1-1再掲） 26. 学校、児童福祉施設、高齢者施設及び社会体育施設等の防災力の強化（1-1再掲） 40. 要配慮者対策の推進（1-1再掲） 41. 外国人への支援（1-1再掲）	5. 都市公園等の整備・防災力の強化	
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	23. 情報通信網の整備 41. 外国人への支援（1-1再掲） 42. 津波に対する防災意識の啓発	4. 河川護岸等の整備	40. 要配慮者対策の推進（1-1再掲）	23. 情報通信網の整備				23. 情報通信網の整備（1-3再掲） 40. 要配慮者対策の推進（1-1再掲） 41. 外国人への支援（1-1再掲） 42. 津波に対する防災意識の啓発	4. 河川護岸等の整備
		1-4	広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		4. 河川護岸等の整備（1-3再掲） 8. 下水道施設の対策 20. 市街地の防災性向上（1-1再掲）							4. 河川護岸等の整備（1-3再掲） 8. 下水道施設の対策 20. 市街地の防災性向上（1-1再掲）
		1-5	大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生	23. 情報通信網の整備（1-3再掲） 24. 市民への情報伝達手段の多様化 27. 避難所及び避難場所の整備（1-1再掲） 41. 外国人への支援（1-1再掲）	4. 河川護岸等の整備（1-3再掲） 17. 崖、擁壁の防災化促進（1-1再掲） 20. 市街地の防災性向上（1-1再掲）	40. 要配慮者対策の推進（1-1再掲）	23. 情報通信網の整備（1-3再掲）				23. 情報通信網の整備（1-3再掲） 24. 市民への情報伝達手段の多様化 27. 避難所及び避難場所の整備（1-1再掲） 40. 要配慮者対策の推進（1-1再掲） 41. 外国人への支援（1-1再掲）	4. 河川護岸等の整備（1-3再掲） 17. 崖、擁壁の防災化促進（1-1再掲） 20. 市街地の防災性向上（1-1再掲）

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ		個別施策分野									
				行政機能／警察・消防 ／防災教育等	住宅・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	リスクコミュニケーション	老化化（インフラ）		
1	直接死を最大限防ぐ	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	23. 情報通信網の整備（1-3 再掲） 24. 市民への情報伝達手段の多様化（1-5 再掲） 34. 災害対応組織の整備 35. 防災意識の普及啓発（1-1 再掲） 36. 防災訓練等の実施（1-1 再掲） 38. 自主防災活動の促進（1-1 再掲） 41. 外国人への支援（1-1 再掲）		40. 要配慮者対策の推進（1-1 再掲）	23. 情報通信網の整備（1-3 再掲）				23. 情報通信網の整備（1-3 再掲） 24. 市民への情報伝達手段の多様化（1-5 再掲） 34. 災害対応組織の整備 35. 防災意識の普及啓発（1-1 再掲） 36. 防災訓練等の実施（1-1 再掲） 38. 自主防災活動の促進（1-1 再掲） 40. 要配慮者対策の推進（1-1 再掲） 42. 外国人への支援（1-1 再掲）		
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止	26. 学校、児童福祉施設、高齢者施設及び社会体育施設等の防災力の強化（1-1 再掲） 29. 応援・協力体制の整備	7. 水道施設の対策	31. 医薬品・医療活動用資機材等の整備		11. 燃料の確保 25. 防災備蓄の推進			26. 学校、児童福祉施設、高齢者施設及び社会体育施設等の防災力の強化（1-1 再掲） 29. 応援・協力体制の整備	7. 水道施設の対策	
		2-2	消防の被災等による救助・救急活動の絶対的不足	22. 消防力の整備・強化（1-1 再掲） 29. 応援・協力体制の整備							22. 消防力の整備・強化（1-1 再掲） 29. 応援・協力体制の整備		
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶		9. 電力施設の対策			9. 電力施設の対策 10. 都市ガス施設の対策 11. 燃料の確保（2-1 再掲）				9. 電力施設の対策 10. 都市ガス施設の対策	
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	28. 帰宅困難者対策の推進									
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	1. 道路啓開・交通規制体制の整備 15. 公共建築物の耐震化・浸水対策（1-1 再掲） 29. 応援・協力体制の整備（2-1 再掲） 36. 防災訓練等の実施（1-1 再掲）	1. 道路啓開・交通規制体制の整備 2. 橋りょう等の安全性の確保	30. 災害医療体制の整備	30. 災害医療体制の整備					29. 応援・協力体制の整備（2-1 再掲） 30. 災害医療体制の整備 36. 防災訓練等の実施（1-1 再掲）	1. 道路啓開・交通規制体制の整備 2. 橋りょう等の安全性の確保 15. 公共建築物の耐震化・浸水対策（1-1 再掲）
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生				30. 災害医療体制の整備（2-5 再掲） 31. 医薬品・医療活動用資機材等の整備（2-1 再掲） 32. 遗体処理体制の整備	30. 災害医療体制の整備（2-5 再掲）				30. 災害医療体制の整備（2-5 再掲）	

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ		個別施策分野								
				行政機能／警察・消防 ／防災教育等	住宅・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	リスクコミュニケーション	老化（インフラ）	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	15. 公共建築物の耐震化・浸水対策(1-1 再掲) 21. 円滑な復旧・復興のための事前対策 26. 学校、児童福祉施設、高齢者施設及び社会体育施設等の防災力の強化(1-1 再掲) 34. 災害対応組織の整備(1-6 再掲)							21. 円滑な復旧・復興のための事前対策 26. 学校、児童福祉施設、高齢者施設及び社会体育施設等の防災力の強化(1-1 再掲) 34. 災害対応組織の整備(1-6 再掲)	15. 公共建築物の耐震化・浸水対策(1-1 再掲)
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防砂・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	23. 情報通信網の整備(1-3 再掲)	6. 共同溝の整備促進		23. 情報通信網の整備(1-3 再掲)				23. 情報通信網の整備(1-3 再掲)	6. 共同溝の整備促進
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	23. 情報通信網の整備(1-3 再掲) 24. 市民への情報伝達手段の多様化(1-5 再掲) 41. 外国人への支援(1-1 再掲)		40. 要配慮者対策の推進(1-1 再掲)	23. 情報通信網の整備(1-3 再掲)				23. 情報通信網の整備(1-3 再掲) 24. 市民への情報伝達手段の多様化(1-5 再掲) 40. 要配慮者対策の推進(1-1 再掲) 41. 外国人への支援(1-1 再掲)	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下						39. 事業者の防災活動の促進 43. 被災により停滞する地域経済への対策		39. 事業者の防災活動の促進	
		5-2	社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止						11. 燃料の確保(2-1 再掲) 39. 事業者の防災活動の促進(5-1 再掲)		39. 事業者の防災活動の促進(5-1 再掲)	
		5-3	海上物流機能の停止による貨物輸送網への甚大な影響		13. 海上輸送施設の対策							13. 海上輸送施設の対策
		5-4	基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止		12. 鉄道施設の対策 13. 海上輸送施設の対策(5-3 再掲) 18. 液化化対策(1-1 再掲)							12. 鉄道施設の対策 13. 海上輸送施設の対策(5-3 再掲)
		5-5	食料等の安定供給の停滞						25. 防災備蓄の推進(2-1 再掲)	3. 漁港の整備		3. 漁港の整備

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ		個別施策分野							
				行政機能／警察・消防 ／防災教育等	住宅・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	リスクコミュニケーション	老化（インフラ）
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止		9. 電力施設の対策（2-3再掲）			9. 電力施設の対策（2-3再掲） 10. 都市ガス施設の対策（2-3再掲） 11. 燃料の確保（2-1再掲） 39. 事業者の防災活動の促進（5-1再掲）		39. 事業者の防災活動の促進（5-1再掲）	9. 電力施設の対策（2-3再掲） 10. 都市ガス施設の対策（2-3再掲）
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止		7. 水道施設の対策（2-1再掲）						7. 水道施設の対策（2-1再掲）
		6-3	下水処理施設等の長期間にわたる機能停止		8. 下水道施設の対策（1-4再掲）						8. 下水道施設の対策（1-4再掲）
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	1. 道路啓開・交通規制体制の整備（2-5再掲）	1. 道路啓開・交通規制体制の整備（2-5再掲） 2. 橋りょう等の安全性の確保（2-5再掲） 13. 鉄道施設の対策（5-4再掲） 13. 海上輸送施設の対策（5-3再掲）						
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	16. 文化財等の災害対策（1-1再掲） 19. 公共の空地、施設の事前把握 22. 消防力の整備・強化（1-1再掲） 27. 避難所及び避難場所の整備（1-1再掲） 38. 自主防災活動の促進（1-1再掲）						16. 文化財等の災害対策（1-1再掲） 22. 消防力の整備・強化（1-1再掲） 27. 避難所及び避難場所の整備（1-1再掲） 38. 自主防災活動の促進（1-1再掲）	
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	15. 公共建築物の耐震化・浸水対策（1-1再掲） 35. 防災意識の普及啓発（1-1再掲）	14. 住宅と建築物等の耐震化促進（1-1再掲）					35. 防災意識の普及啓発（1-1再掲）	15. 公共建築物の耐震化・浸水対策（1-1再掲）
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出					44. 損壊した危険物施設等からの有害物質流出防止			
		7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	24. 市民への情報伝達手段の多様化（1-5再掲）						24. 市民への情報伝達手段の多様化（1-5再掲）	

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ		個別施策分野									
				行政機能／警察・消防 ／防災教育等	住宅・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	リスクコミュニケーション	老化（インフラ）		
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	19. 公共の空地、施設の事前把握（7-1再掲）						33. 災害廃棄物処理対策の整備			
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1. 道路啓開・交通規制体制の整備（2-5再掲） 19. 公共の空地、施設の事前把握 21. 円滑な復旧・復興のための事前対策（3-1再掲） 29. 応援・協力体制の整備（2-1再掲） 37. 災害ボランティア活動の環境整備	1. 道路啓開・交通規制体制の整備（2-5再掲）						21. 円滑な復旧・復興のための事前対策（3-1再掲） 29. 応援・協力体制の整備（2-1再掲） 37. 災害ボランティア活動の環境整備	1. 道路啓開・交通規制体制の整備（2-5再掲）	
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	27. 避難所及び避難場所の整備（1-1再掲） 34. 災害対応組織の整備（1-6再掲） 35. 防災意識の普及啓発（1-1再掲） 36. 防災訓練等の実施（1-1再掲） 38. 自主防災活動の促進（1-1再掲） 41. 外国人への支援（1-1再掲）		40. 要配慮者対策の推進（1-1再掲）						27. 避難所及び避難場所の整備（1-1再掲） 34. 災害対応組織の整備（1-6再掲） 35. 防災意識の普及啓発（1-1再掲） 36. 防災訓練等の実施（1-1再掲） 38. 自主防災活動の促進（1-1再掲） 40. 要配慮者対策の推進（1-1再掲） 41. 外国人への支援（1-1再掲）	
		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		4. 河川護岸等の整備（1-3再掲） 18. 液状化対策（1-1再掲）								4. 河川護岸等の整備（1-3再掲）

【別紙2】脆弱性評価の結果

《事前に備えるべき目標》

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【施策14】住宅と建築物等の耐震化促進

- 震災時の住宅と建築物等への被害軽減のため、耐震化を促進するとともに旧耐震基準等危険な建物の除却・更新をする必要がある。

【施策15】公共建築物の耐震化・浸水対策

- 地震災害や浸水災害時の避難所や活動拠点の役割を担う公共建築物の耐震化や浸水対策をする必要がある。

【施策16】文化財等の災害対策

- 火災等の災害による文化財の被害を未然に防ぐための防火対策及び平時の防災訓練をする必要がある。

【施策17】崖、擁壁の防災化促進

- 地震災害や風水害による急傾斜地での崖崩れなど、土砂災害の防止対策をする必要がある。

【施策18】液状化対策

- 海岸沿いや河川流域に分布する液状化発生のおそれのある地域での液状化対策をする必要がある。

【施策20】市街地の防災性向上

- 大規模災害により発生した火災の延焼拡大を防ぐ建築物等の整備を進め、火災被害を抑制する必要がある。また、地震災害や風水害による大規模盛土造成地の滑動崩落による被害を軽減するため、宅地の耐震化の取組をする必要がある。

【施策22】消防力の整備・強化

- 大規模災害時の同時多発火災に備えて、各地域の消防団の消防力を強化する必要がある。

【施策26】学校、児童福祉施設、高齢者施設及び社会体育施設等の防災力の強化

- 児童・生徒・教職員等の安全確保のため、所管する学校及び児童福祉施設等の防災力を強化する必要がある。

【施策27】避難所及び避難場所の整備

- 大規模災害時における避難所及び避難場所を整備し周知することで、人命保護の対策をする必要がある。

【施策35】防災意識の普及啓発

- 行政機関と住民、事業者等が連携して災害対応活動をするため、行政機関の関係者及び自主防災組織、地域住民、事業者等の正しい知識と経験を共有することで、防災意識を向上する必要がある。

【施策36】防災訓練等の実施

- 大規模災害時の非常事態において、迅速・的確な行動をとるために防災訓練の積み重ねを実施することで防災力を向上させる必要がある。

【施策38】自主防災活動の促進

- 大規模災害発生直後の初期消火や人命救助等に大きな役割を果たす地域の自主防災活動を促進する必要がある。

【施策40】要配慮者対策の推進

- 大規模災害時における要配慮者への避難支援や安否確認などの防災対策をする必要がある。

【施策41】外国人への支援

- 日本語を理解できず、また、日本の生活習慣に不慣れな外国人の大規模災害時における安全の確保対策をする必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【施策5】都市公園等の整備・防災力の強化

- 大規模災害時に備えて、広域避難地や各種応急対策用空地など、防災上重要な空間として、都市公園、緑地、広場等のオープンスペースを確保する必要がある。

【施策16】文化財等の災害対策

- （1-1再掲）

【施策26】学校、児童福祉施設、高齢者施設及び社会体育施設等の防災力の強化

- （1-1再掲）

【施策40】要配慮者対策の推進

- （1-1再掲）

【施策41】外国人への支援

- （1-1再掲）

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【施策4】河川護岸等の整備

- 地震による護岸の崩壊や津波、高潮による越流などに備え、老朽化した河川護岸を点検し、改修補強・嵩上げなどの対策をする必要がある。

【施策23】情報通信網の整備

- 大規模災害発生時において、市民への迅速・適切な災害情報提供、救援救助活動での関係機関の緊密な相互連絡を確保するため、災害情報通信網などのインフラ整備をする必要がある。

【施策40】要配慮者対策の推進

- （1-1再掲）

【施策41】外国人への支援

- （1-1再掲）

【施策42】津波に対する防災意識の啓発

- 津波被害を最小限にするため、津波に対する基本行動の正しい知識を周知することで、市民の防災意識を向上させる必要がある。

1-4 広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【施策4】河川護岸等の整備

- （1-3再掲）

【施策8】

●下水道施設の対策

大規模災害発生時の生活環境保全のため、下水道施設の耐震対策、耐津波対策及び老朽化対策を推進するとともに、ハード・ソフト両面による浸水対策をする必要がある。

【施策20】市街地の防災性向上

- （1-1再掲）

1-5 大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生

【施策4】河川護岸等の整備

- (1-3再掲)

【施策17】崖、擁壁の防災化促進

- (1-1再掲)

【施策20】市街地の防災性向上

- (1-1再掲)

【施策23】情報通信網の整備

- (1-3再掲)

【施策24】市民への情報伝達手段の多様化

- 市民に災害情報を確実に伝達するため、様々な情報媒体を活用する必要がある。

【施策27】避難所及び避難場所の整備

- (1-1再掲)

【施策40】要配慮者対策の推進

- (1-1再掲)

【施策41】外国人への支援

- (1-1再掲)

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【施策23】情報通信網の整備

- (1-3再掲)

【施策24】市民への情報伝達手段の多様化

- (1-5再掲)

【施策34】災害対応組織の整備

- 大規模災害発生直後の連絡体制の確立、その後の災害対応活動体制の確立のための組織体制を整備する必要がある。また、災害時も機能する地域の防災力により、継続的に治安悪化の防止対策を行う必要がある。

【施策35】防災意識の普及啓発

- (1-1再掲)

【施策36】防災訓練等の実施

- (1-1再掲)

【施策38】自主防災活動の促進

- (1-1再掲)

【施策40】要配慮者対策の推進

- (1-1再掲)

【施策41】外国人への支援

- (1-1再掲)

《事前に備えるべき目標》

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間停止

【施策7】水道施設の対策

- 大規模災害時における被害の軽減、被害箇所の早期復旧、応急給水体制を整備する必要がある。

【施策11】燃料の確保

- 大規模災害による石油・サプライチェーンの機能停止に備え、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給、社会経済活動・サプライチェーンの維持を行うため、燃料の確保対策をする必要がある。

【施策27】防災備蓄の推進

- 被災者等が避難所で一時的に生活するための食料、生活関連物資や応急活動に必要な資機材の備蓄等をする必要がある。

【施策26】学校、児童福祉施設、高齢者施設及び社会体育施設等の防災力の強化

- （1-1再掲）

【施策29】応援・協力体制の整備

- 大規模災害時での他自治体との相互応援協力体制の確立や、自衛隊などの防災関係機関への応援の要請と受入れ体制の整備を実施する必要がある。

【施策31】医薬品・医療活動用資機材等の整備

- 医療活動拠点等について、医療活動用資機材の整備のほか、医薬品の備蓄等の災害時医療機能を整備する必要がある。

2-2 消防の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

【施策22】消防力の整備・強化

- （1-1再掲）

【施策29】応援・協力体制の整備

- （2-1再掲）

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶

【施策9】電力施設の対策

- 都市機能は、電気に大きく依存しているため、災害時の電力供給確保の取組を行う必要がある。

【施策10】都市ガス施設の対策

- 災害時のガス供給機能の確保や火災などの二次災害への対策を行う必要がある。

【施策11】燃料の確保

- （2-1再掲）

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

【施策28】帰宅困難者対策の推進

- 発災後に発生する帰宅困難者への帰宅支援対策をする必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【施策1】道路啓開・交通規制体制の整備

- 緊急通行車両、災害救助支援車両が通行する主要な防災拠点を結ぶ緊急交通路の交通規制体制及び緊急輸送道路の啓開実施体制を整備する必要がある。

【施策2】橋りょう等の安全性の確保

- 大規模災害発生時に機能不全に陥ることのない道路交通基盤の整備として、緊急輸送道路の道路災害対策をする必要がある。

【施策15】公共建築物の耐震化・浸水対策

- （1-1再掲）

【施策29】応援・協力体制の整備

- （2-1再掲）

【施策30】災害医療体制の整備

- 大規模災害発生後に予想される多数の負傷者の救護や災害発生に伴う環境衛生の悪化から発生する感染症を防ぐため、市と医療機関が協力して災害時の医療体制を整備する必要がある。また、負傷者の医療搬送体制を整備する必要がある。

【施策36】防災訓練等の実施

- （1-1再掲）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【施策30】災害医療体制の整備

- （2-5再掲）

【施策31】医薬品・医療活動用資機材等の整備

- （2-1再掲）

【施策32】遺体処理体制の整備

- 大規模災害発生時に発生が予想される多数の遺体の身元確認や検死、保存、搬送などの遺体の処理体制について整備する必要がある。

《事前に備えるべき目標》

3 必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【施策 15】 公共建築物の耐震化・浸水対策

- (1-1 再掲)

【施策 21】 円滑な復旧・復興のための事前対策

- 円滑な災害復旧・復興を推進するため、大規模災害時の防災対策の検討や各関係機関との連絡調整、市が管理する土地・建物の登記情報や地下埋設物などに関する各種情報データを整備する必要がある。

【施策 26】 学校、児童福祉施設、高齢者施設及び社会体育施設等の防災力の強化

- (1-1 再掲)

【施策 34】 災害対応組織の整備

- (1-6 再掲)

《事前に備えるべき目標》

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【施策6】共同溝の整備促進

- 大規模災害発生時におけるライフラインの安全性確保のため、共同溝を整備する必要がある。

【施策23】情報通信網の整備

- （1-3再掲）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【施策23】情報通信網の整備

- （1-3再掲）

【施策24】市民への情報伝達手段の多様化

- （1-5再掲）

【施策40】要配慮者対策の推進

- （1-1再掲）

【施策41】外国人への支援

- （1-1再掲）

《事前に備えるべき目標》

5 経済活動を機能不全に陥らせない。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

【施策 39】事業者の防災活動の促進

- 事業者は、地域社会の社会的責任を果たせるよう防災体制の充実強化を図るとともに、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備する必要がある。

【施策 43】被災により停滞する地域経済への対策

- 大規模災害による影響をより受けにくい産業構造への移行を推進する。
また、被災した市民に対して生活再建のための資金援助を実施する必要がある。

5-2 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

【施策 11】燃料の確保

- （2-1 再掲）

【施策 39】事業者の防災活動の促進

- （5-1 再掲）

5-3 海上物流機能の停止による貨物輸送網への甚大な影響

【施策 13】海上輸送施設の対策

- 地震・豪雨災害などの大規模災害の発生により、市内主要幹線道路が寸断された場合の代替輸送手段として、海上輸送の利用が想定されるため、港湾施設の整備や物流関係事業者との連携などをする必要がある。

5-4 基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止

【施策 12】鉄道施設の対策

- 地震発生時の旅客の安全と円滑な輸送の確保のため、鉄道施設の耐震化、地震列車防護装置の設置、運行停止時の旅客混乱防止などの対策をする必要がある。

【施策 13】海上輸送施設の対策

- （5-3 再掲）

【施策 18】液状化対策

- （1-1 再掲）

5-5 食料等の安定供給の停滞

【施策 3】漁港の整備

- 市が管理する漁港について、水産物の安定供給及び漁業活動の安全性向上のため、外郭施設等の漁港施設の整備を進める必要がある。

【施策 25】防災備蓄の推進

- （2-1 再掲）

《事前に備えるべき目標》

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止

【施策9】電力施策の対策

- （2-3再掲）

【施策10】都市ガス施設の対策

- （2-3再掲）

【施策11】燃料の確保

- （2-1再掲）

【施策39】事業者の防災活動の促進

- （5-1再掲）

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

【施策7】水道施設の対策

- （2-1再掲）

6-3 下水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【施策8】下水道施設の対策

- （1-4再掲）

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

【施策1】道路啓開・交通規制体制の整備

- （2-5再掲）

【施策2】橋りょう等の安全性の確保

- （2-5再掲）

【施策12】鉄道施設の対策

- （5-4再掲）

【施策13】海上輸送施設の対策

- （5-3再掲）

《事前に備えるべき目標》

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

【施策 16】文化財等の災害対策

- （1-1再掲）

【施策 19】公共の空地、施設の事前対策

- 大規模災害発生後での応急対策活動及び復旧・復興活動に必要となる公共空地や施設について、事前に把握する必要がある。

【施策 22】消防力の整備・強化

- （1-1再掲）

【施策 27】避難所及び避難場所の整備

- （1-1再掲）

【施策 38】自主防災活動の促進

- （1-1再掲）

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

【施策 14】住宅と建築物等の耐震化促進

- （1-1再掲）

【施策 15】公共建築物の耐震化・浸水対策

- （1-1再掲）

【施策 35】防災意識の普及啓発

- （1-1再掲）

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

【施策 44】損壊した危険物施設等からの有害物質流出防止

- 大規模災害による倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響の防止対策をする必要がある。

7-4 風評被害等による地域経済への甚大な影響

【施策 24】市民への情報伝達手段の多様化

- （1-5再掲）

《事前に備えるべき目標》

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策 19】 公共の空地、施設の事前把握

- (7-1 再掲)

【施策 33】 災害廃棄物処理対策の整備

- 大規模災害発生時に発生する災害廃棄物の処理体制を整備する必要がある。また、大規模災害発生時において耐久性があり、復旧の早い合併処理浄化槽を整備する必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策 1】 道路啓開・交通規制体制の整備

- (2-5 再掲)

【施策 19】 公共の空地、施設の事前把握

- (7-1 再掲)

【施策 21】 円滑な復旧・復興のための事前対策

- (3-1 再掲)

【施策 29】 応援・協力体制の整備

- (2-1 再掲)

【施策 37】 災害ボランティア活動の環境整備

- 災害ボランティアの復旧・復興支援活動が円滑に行える環境を整備する必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策 27】 避難所及び避難場所の整備

- (1-1 再掲)

【施策 34】 災害対応組織の整備

- (1-6 再掲)

【施策 35】 防災意識の普及啓発

- (1-1 再掲)

【施策 36】 防災訓練等の実施

- (1-1 再掲)

【施策 38】 自主防災活動の促進

- (1-1 再掲)

【施策 40】 要配慮者対策の推進

- (1-1 再掲)

【施策 41】 外国人への支援

- (1-1 再掲)

8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策 4】 河川護岸等の整備

- (1-3 再掲)

【施策 18】 液状化対策

- (1-1 再掲)